

令和8年第2回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月11日

午前10時00分開議

於 議場

1. 議事日程（2日目）

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	小佐井めぐみ	2番	陳野智美
3番	飯田健二	4番	西尾正剛
5番	清田一敏	6番	長尾憲二郎
7番	上田俊孝	8番	吉川義雄
9番	片山裕治	10番	米村洋
11番	木下厚	12番	三浦賢治

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畑野光昭 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	橋本誠也
教育長	西村裕	総務課長	坂本哲也
企画財政課長	國岡信吾	税務課長	荒平健二
町民課長	西村憲志	福祉課長補佐	岩本聡志
農業振興課長	陳野国司	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	柿本宏樹	学校教育課長	増住豪二
生涯学習課長補佐	永田雄大		

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、発言者において項目ごとの質問が終わるときは、その旨を申出てください。

9番、片山裕治君の発言を許します。

○9番（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。

9番議員、片山裕治でございます。

先月、5月28日、宮原まちづくり株式会社、第24期、臨時株主総会が開かれ、会社を開催する決議がなされました。

昨日の町長提案理由の中にもありました、まちづくり酒屋、土蔵の利活用についての説明では、酒屋周辺商店街のにぎわいを取り戻すための一歩だと感じました。

チャレンジショップの提案では、飲食、ものづくりなどに関心があり、事業を始めたいと考えている方に場所を提供し、挑戦していただく提案かと思います。

そこで、まちづくり株式会社の今までの経緯と商店街の活性化について、通告に従いまして質問をいたします。

1項目、TMO、まちづくり株式会社について、（ア）TMOまちづくり株式会社の設立の目的、（イ）TMOまちづくり株式会社解散理由について、（ウ）現在のまちづくり酒屋、情報銀行の管理運営方法について、（エ）今後のまちづくり酒屋の利用についてをお尋ねします。以上、よろしくお願いします。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君の質問事項が1項目あります。

質問事項1、TMOまちづくり株式会社について、アの答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項1（ア）につきましてお答えいたします。

宮原まちづくり株式会社は当時、中心市街地に少し衰退が感じられ、多くの町民が集まり、にぎわい交流できるよう、中心市街地を再生させる事業や施策を行う組織として設立されました。

会社の定款におきましては、主に中心市街地の活性化に向けた活動支援、中心部の活性化に関する情報発信、商店街等の販売促進のために行う協働事業調査運

営、商業者に対しての各種研修事業の受託などを目的としていたところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 会社の定款第1章総則第2条では、中心市街地における市街地の整備及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律による事業の企画、調査、設計及びコンサルタントの業務とありますが、年間の事業について、具体的に説明と、まちづくり酒屋の月別、年間の来客数を教えてください。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 事業につきましては、喫茶の運営、わらしべ市やひな祭り展の開催、エコショップ運営事業が主な事業となっています。

月別及び年間の来館者数につきましては、令和7年4月から令和8年3月まで年間7,175名、月平均にしますと94名になります。

ひな祭り展期間では、令和7年2月から3月にかけて2カ月間で6,600名の方々が来館されています。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 令和8年のひなまつり展は開催されませんでした。

聞きましたお話では、毎年恒例のひな祭り展を楽しみに訪れたが、中止であったため残念そうに帰られたということもお聞きしました。

たくさんの町内外からの来館者の方が毎年楽しみにされていたイベントだと思います。

来館者数の回答では、令和7年1年間の来館数、7,175名の来館数、1日平均の200名前後の来館者で賑わったように感じます。よいイベントだったと思います。

ほかにひな祭り展同様に、月ごとに来館数が見込める事業計画ができなかったか、お尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） まちづくり株式会社におきましては、社員1名、パート従業員が2名で、ひな祭り展につきましても、数週間かけて準備されているところです。

またイベントをするにも経費がかかりますので、年に数回の大きなイベントの開催は難しい状況でした。以上であります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） まちづくり株式会社の運営についても、大変厳しいような状

況があったと思いますが、年間の来客数から考えましても、何らかの対策や運営方針を見直すべき時期があったと感じます。

次に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業などの活性化についての事業では、まちづくり株式会社で、近年、議論や対策を講じられてきたのかお尋ねいたします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 宮原まちづくり株式会社としては、平成18年度に中心市街地商業活性化推進事業として調査を行い、顧客へのおもてなし研修や、商店街のPR活動、EM発酵液普及活動などについて議論されています。

町では、平成18年4月に氷川町商工観光振興協議会を設置いたしまして、商工会や観光事業者の代表者が委員となりまして、商工業や観光について協議を行っています。

中心市街地の活性化についても議論され、また、現在のプレミアムつき商品券の発行なども協議されてきました。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） まちづくり株式会社の定款の中にもあります、中心市街地における整備、活性化、都市計画などについての一部は、観光振興協議会で議論されているというような解釈でもよろしいでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） そう解釈頂いて結構かと思います。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） （ア）の質問を終わります。

○議長（三浦賢治君） では次に、（イ）の答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） （イ）についてお答えいたします。

宮原まちづくり株式会社の解散理由につきましては、クリーンセンターの閉鎖に伴い、受託業務が終了いたしまして、受託収入がなくなったことにより、大きな収入減もなく、会社の運営資金も少なくなっていましたので、また町が、まちづくり酒屋の有効活用による、民営化を進めているため、令和6年8月の定時株主総会におきまして、解散の方針を決定したところです。

運営資金につきましては、昨年5月の決算になりますけども、380万円ほどの残高となっています。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9 番（片山裕治君） クリーンセンターの派遣業務で、手数料が入らなくなり、収入減がなくなったという理由ですが、本来ならまちづくり酒屋で、収益を上げるべきで、運営方法に問題はなかったのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 宮原まちづくり株式会社の設立目的が、高い収益を上げる事業を行うことを目的としていませんでしたので、運営方法に問題はなかったかと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9 番（片山裕治君） そこでひなまつり展などで、入館者から入館料などの徴収や飲食ブースもありましたので、飲食提供の充実などを図れば、もっと収益につながったかなというような感じがしますが、どうでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 氷川町まちづくり酒屋条例に基づいて宮原まちづくり株式会社が、指定管理により管理してまいりましたが、
条例には、各部屋の使用料の規定はありますが、入館に対して料金を徴収することは条例に規定がないためできませんでしたし、ひな祭り展につきましては、各ご家庭に眠っているひな人形を展示することで、来館者の交流の機会をつくることを目的としてこられたところです。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9 番（片山裕治君） まちづくり株式会社の解散後、株主がおられますので株主の対応はどうなるのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 5月28日に臨時株主総会を開催し、解散が議決されました。

この後は会社の精算を行ってまいりますが、出資金は返還いたします。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9 番（片山裕治君） 解散の整理手続も大変だと思いますが、株主の方々に、解散の精算の理由などの報告はどのような形でされるのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） この後精算をしてまいりますが、8月には解散の精算の報告の株主総会を開催しないといけませんので、そういうスケジュールで進めたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） （イ）質問を終わります。

○議長（三浦賢治君） 次に、（ウ）の答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） （ウ）についてお答えいたします。

現在のまちづくり酒屋及びまちづくり情報銀行につきましては、町で管理しています。

3月までのように、昼間の常時の開館はしていませんけども、会議やイベントなどで利用されたい場合は、地域振興課へ申請していただき、これまでどおり利用ができるよう管理し、文化交流の拠点として活用してまいります。以上、答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） まちづくり酒屋は幾つかに分けられて国の有形文化財に指定されていますが、利用に当たって規則、条例等があるのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） まちづくり酒屋につきましてはまず、母屋、それから蔵、門、外壁の5つが国登録有形文化財として登録されています。

利用については、特に規制はありませんが登録に際して、文化的価値があるものについては、改修した場合は原形復旧が原則となります。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 今回、まちづくり酒屋の裏の土蔵を改装し、チャレンジショップとして利用するということですが、その具体的な内容について教えてください。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 町内や町外の方で氷川町で新しくお店や事業を始めた人を応援するもので、最初からお店を持つのは費用や不安が大きいため、まずはお試しに営業できる場所を町がチャレンジショップとして用意いたします。

利用期間中に商工会と連携して、経営等の支援も頂き、利用後は、町内で自分のお店を開業するよう支援するものです。

募集につきましては商工会からも広く周知していただくよう依頼しています。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 例えば、その方々がチャレンジショップを利用して氷川町内

で、開業見込みができると思われた時に、土地、貸店舗、事業所となるエリアとか考えられているのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 町内の空き店舗や空き家を空き地などを活用することで初期投資も低く、将来的にはそのようなお店が増え商業の活性化、地域の賑わいにも繋がると考えているところです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） チャレンジしていただく業種によっては、多額な初期投資が必要です。

町が土蔵の整備をし、商工会と連携することで、創業者支援事業や、国の持続化補助金などの申請の支援などが、受けられるということも含めて理解しております。

多くの方がチャレンジしていただいて、町がにぎわい、商店街の活性化を担う人材が1人でも多く育つことを期待いたしまして、（ウ）の質問を終わります。

○議長（三浦賢治君） 次に、（エ）の答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） （エ）につきましてお答えいたします。

まちづくり酒屋につきましては、周辺地域の活性化となるよう、民間事業者に貸出し、活用していただくこととしています。

まちづくり酒屋の活用につきましては、町ホームページや商工会の会議などで利活用について周知を行いまして、相談は随時受け付けている状況です。

地域の方々とも連携して地域活性化につなげていただけるような事業者を選定してまいります。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 地域周辺の活性化となるよう民間事業者に貸し出すということですが、事業者から、改装依頼または改装したいという場合の案件も想定されているのですか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 町としてはまちづくり酒屋の今の現状で貸出したいと考えています。

使用される業態により使用される事業者において、必要な場合は改修していただきますが、改修した場合は、原形復旧が必要となるところです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 現状のままで使用できる事業者がいたらベストですが、事業者が使いやすい施設としては、現状のまま利用するにしても、経営者が変わっただけだと、それでまたにぎわいが取り戻せるかというところではちょっと疑問があたるところです。

公募される事業者にあっては、やはり一部改修もあるかと思います。

問題は改修費と使用料を払って、それに加えて、解約の場合は原形復旧では、収益を上げることはできないと思いますが、契約についてはどうなるのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 事業者の収益や地域の活性化の目的からしますと、2、3年での利用ではなく、10年単位での利用を想定しています。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） まちづくり酒屋は2階や別室などがあります。

また、お風呂も増築され広くて使いやすいと思います。そういった宿泊施設としての利用はできないのでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 宿泊業を行う場合には旅館業法に基づきまして、施設を設け宿泊料を受けて人を宿泊させる営業は、県の旅館業の許可を取得する必要があります。

事業者の判断によるかと思いますが、許可を得られれば、そのような利用も可能かと考えられます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） まちづくり株式会社につきましては、財政負担になっていましたが、まちづくり酒屋周辺は魅力があります。

商店街のにぎわいを取り戻すためにも、まちづくり酒屋を使用していただく事業者の方の繊細な企画により、まちづくり酒屋を再生していただき、歴史的価値を生かし、収益性や維持管理まで含めて計画できることを望んでいます。

最後に、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ご質問ありがとうございます。

まちづくり株式会社が解散が決まりましたので、時期を得た質問だったのかなと思っております。

その上でこの質問ですね、通告を頂きまして、そのあと、当時のいわゆる宮原

町中心商店街再整備計画、平成10年に作っております。

平成11年には宮原中心市街地活性化基本計画もつくられております。読替えさせていただきました。

すばらしい計画ができておりますし、それに基づいて1番の目的は交差点の改良が1つ。

それからその中心に、市街地に、いわゆる、また、元気を取り戻す、そのためのそういった組織をつくろうというのが大きな目的だったと思っておりまして、整備は行われました。

昔の町並みをなくして、今の町並みを形成されたわけございまして、その当時そういった判断をされて、今に至っているということであります。

会社につきましては、それぞれのソフト事業を行うための1つの受皿ということで作られたというふうに思っておりますが、先ほど、課長からも答弁がありましたとおり、会社そのものが営利を目的としない会社でございました。

株式会社といえどもですね、非常に会社の経営としては厳しいものがあるんだろうなあと。

当時、私たちも隣の町でございましたので、その会社の成り立ちを見て、少し心配をいたしたところもありました。

ただ、その中で、いわゆる中心市街地を活性化するためのさまざまな、先ほどのソフト事業も行ってきて、その効果は得てきたところであります。

ただ、会社としての経営ができなくなった以上はなかなか難しいということで、解散を決議いたしました。

その当時の計画を見ますと、全てがまちづくり酒屋、情報銀行を中心とした計画でありまして、それに基づいてさまざまなですね、整備が行われていって、今があるわけでございます。

その中でやはりこのまちづくり酒屋というのは、しっかりその役割をこれからも果たしていかなければならないというふうに思っておりますし、文化財という1つのですね、ハードルはありますけれども、今お城でも宿泊ができる時代でございますので、何とかクリアできるものと思っておりますし、少し最後にありました、宿泊と町外からここに来て泊まっていただく、そういった1つの利用の仕方というのは一考かなと。

ただ、泊まるのは夜だけでございまして、昼はどうするんだというときに昨日少し申し上げました商工会、あるいは地域のそういった商店の皆さん方、あるいは若手の後継者の皆さん方が、そういった空いた時間、あるいは隙間、使わない

部分を大いに活用していただければ、そういった業者を逆にまず私たちは探してこようかなと、一緒にやっていただけるような事業者を是非探していきたいという思いでございまして今、お問合せもあっておりますので少しやり取りはしてる所であります。

また先日は若手の３パーセントの皆さん方、それぞれ議員も出席されたと思っておりますけども、ワークショップを開いていただきまして、これからのこの使い方の議論をされたと思っております。

先日、３パーセント皆さん方と直接お会いしまして、そういったお話もさせていただきました。

ただその中でもですね、やはり経営というところが１番最後のネックなんですよ。これをやりたい、あれをやりたい、これをしたい、やっても、その原資はどうするんだというところでやはり、そこに突き当たってしまいます。

ただ、それを上手く、そういった大手の業者、いわゆる事業者と、コラボさせることで、そういったところがクリアできれば１番理想的な形かなあという思いでございまして、私たちとしてはその理想の形を求めてこれから事業者の募集にあたっていきたいというふうに思っている所であります。

いずれにしても、貴重な財産でございます。これからもしっかり、活用していく方法を、これからも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○９番（片山裕治君） ありがとうございます。

町長が今、資料出していただいたのは、宮原時代に、平成１０年、１３年度に事業計画を決めた中心市街地活性化事業計画だと思います。

また、そういう中で住宅マスタープランとかいろいろつくって、事業をやってまいりました。

また、今もう２０年、合併して２０年たっております。

ぜひ新しい形での計画を、多くの人々がまた氷川町内に訪れて、新しい形で賑わうような事業計画をしていただきたいことを望みまして、質問を終わります。

○議長（三浦賢治君） 以上で、片山裕治君の一般質問を終わります。

ここで１０分間の休憩をいたします。

—————○—————

午前１０時２６分

午前１０時３６分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、吉川義雄君の発言を許します。

○8番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。

8番議員、吉川義雄です。通告に沿って、4項目質問をいたします。

最初に、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃開始から3カ月が過ぎました。この戦争で中東情勢、国際情勢が悪化し、私たちの暮らし、生活に大きな影響が出ています。

日本は食料はじめ、多くの資源を海外から輸入していますが、特に石油、原油はほぼ全てを輸入に頼っています。輸入の約95パーセントが中東地からと言われています。この原油が原油の輸入が滞っている影響で、ナフサなどを石油関連商品の製品のもの不足、価格高騰が始まっています。

先日、町内の方が突然訪問され、塗装用のシンナーが手に入らない、仕事ができない、材料が高くなって困っているという話をされました。

また、別の方もシンナーが、なかなか手に入らなかった、今後どうなるんだろうか、こういう心配をされました。

また、昨年8月の大雨で被災された方が、リフォームを行っているけども、材料が届かないので、工事は中断している、こういうふうに話をされました。

また、農家の方からも、我が家で総菜をつくって売っているけども、それを入れる資材が高くなった。ランプというんでしょうか、フィルムと言われましたが、これがなくなった。だから、ホームセンターを回って探してきた、こういう話もされました。もの不足に物価高騰が続いていて、生業も暮らしも大変な状況になっています。本当に深刻な状況であります。町にもいろんな声が寄せられているのではないのでしょうか。

町長は、現在の中東情勢をどのように見ておられますか。

町民の皆さんの暮らし、中小業者、自営業者、農業者の皆さんへの影響をどう感じておられますか、お伺いをいたします。

資材不足や資材の高騰で仕事が続けられないという皆さんもたくさんおられます。支援策がありますか。

また、物価高に対する支援策は考えておられますか、お伺いをいたします。

2番目、昨年の豪雨災害からの復旧状況について質問いたします。

昨年の8月の大雨は、これまで経験したことのない豪雨でした。町内でも甚大な被害が発生いたしました。

町は、災害復旧に全力で取り組んでこられましたが、現状どうなっていますか、お伺いをいたします。

また、浸水被害のあった網道地区の方から、去年は倉庫も車も機械も水につかった。また雨の季節になったから心配だ。議員、新しい排水機場ができたので、今年は大丈夫ですかっていうふうに言われました。

申請された氷川排水機場が本格稼働しますが、今年はどうでしょうか。浸水対策は大丈夫でしょうか、お伺いをいたします。

町道もいまだに交通止めとなっているか所があります。いつになったら通行できるようになるのか、こういう声もあります。通行止めとなっている道路の開通見通しはどうでしょうか。お知らせを頂きたいと思います。

また、町民にも、現在の復旧状況、知らせていくのが必要ではないかと思いますが、その考えをお伺いをいたします。

3番目、児童館整備事業について質問いたします。児童館建設は、常葉保育所閉所時の町長の公約でもありました。児童館整備について、令和8年2月3日に、議員全員協議会で事前説明が行われました。説明では、令和9年度児童館開館予定と報告をされています。また、今議会に関連予算も提案されています。

そこで、幾つかお尋ねします。私も児童館について調べてみました。児童館の数は、全国的に見ると減少傾向にあります。また、運営の形態も、公設公営、公設民営等ありますが、公設公営は減少傾向です。

全員協議会では、運営は募集するとありましたが、氷川町の場合は、運営主体はどうなりますか、お伺いをいたします。

全員協議会での説明では、利用者数は目標としては100名を見込んでいますと報告されています。

氷川町の児童館は、小規模児童館の部類と思いますが、100名の人員を見込んでいるわけですか、職員は何名配置される予定でしょうか、お伺いをいたします。

児童館を調べていく中で、児童館のメリット、デメリットというのがありますが、デメリットの中に、職員の少なさが言われていました。

近年、豪雨災害や大規模債、大規模地震など災害の心配があります。特に氷川町は、日向灘地震、日奈久断層を震源とする地震が心配されています。災害時のことを心配される住民もおられます。検討されていますか、お尋ねをいたします。

最後に、補聴器購入助成金制度創設についての考えを質問いたします。加齢に伴う難聴で、認知症や心身の機能が低下します。聞こえにくいために、ひきこも

りや社会からの孤立化など人間関係にも影響を及ぼすと言われています。

厚生労働省の資料で、日本の高齢者における加齢性難聴の優良者数というのがありました。65歳以上で、1,500万から1,600万人と推定されています。また、2012年度厚生労働省の調べでは462万に、4人に1人が認知症と言われています。2025年には700万人を超えると見られるという資料でした。国も、認知症対策の強化、新オレンジプランというのを策定し、取組を始めています。全日本年金者組合というのがありますが、2026年5月1日現在、1都3県647市区町村で補聴器購入助成制度を実施しているという調査結果が発表されています。その中に、熊本県は、益城町、長洲、和水、玉東町、天草市、苓北町、五木村が載っていました。先日、熊日新聞には熊本市が始めた記事がありました。年金者組合の皆さんと私も毎年、氷川町を訪問し、補聴器購入助成制度をつくってくださいという要請を行ってきました。

氷川町でも、補聴器購入助成制度を創設すべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君の質問事項が4項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、中東情勢の影響について、（ア）（イ）一括して答弁をお願いいたします。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項、（ア）から（イ）につきまして一括してお答えいたします。

まず（ア）につきまして、国際紛争の長期化により、中東地域の原油供給に甚大な影響が出ており、これにより、原油価格が世界的に高騰しガソリンや電気、ガスといったエネルギー価格が急速に上昇しています。

物流コストの増加や海外からの原材料、食料品の供給不安定化により、食料品や日用品、建設資材など、あらゆる品目の価格が軒並み上昇し、急激な物価高騰が続いている状況です。

また、海外からの輸入に依存する食料品や一部の生活必需品、工業製品の原材料などが国内に入りにくくなり、店頭での品薄状態や欠品が頻発し、これにより必要なものが手に入りにくい、あるいは高額で購入せざるを得ないといった状況となり、生活必需品等の供給不足により、日常生活に支障が生じていると認識しております。

これらの影響により、町内の事業者からの資材不足等に伴う資金等の相談につきましては、商工会や金融機関へ数件寄せられていると確認していますが、町のリフォーム補助事業を利用中の業者さんからの資材不足の理由による工期の延長の町への要望等は、現在のところありません。

(イ) につきまして、事業者への支援対策につきましては、町独自の支援策の予定はありません。

また町商工会においても、引き続き、相談を受け付けていますが、現在のところ独自の支援策は設けていない状況です。

熊本県におきましては、2月から、熊本型応援補助金や生産性売上げ向上後押し事業補助金などを創設し支援を行っていましたが、熊本型応援補助金は既に予算額に達したため受け付けを締め切っている状況です。

また、国及び県におきまして中小企業向けに、中東情勢の緊迫化に伴う中小企業向け特別相談窓口などを設置しています。

このような厳しい状況を受け商工会等の関係機関も国に対して支援策を要望しているところで、国等から事業者への支援策等が創設された場合は、商工会と連携して支援していきたいと考えています。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 答弁にあったように、原材料がなかなか高くなったというのは相当あります。

本当に大きな影響が出ていると私も思いますが、先日、氷川町の要望を国に対して政府要望を行ってまいりました。町長も行かれました。

その時も町長も直接、農家の人の困っている現状を訴えておられました。農業関係は、肥料が上がってくるという連絡を受けたという話も聞きましたが、農家のほうからは、そういった深刻な状況というのは上がってきてませんか。分かれば教えてください。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 農家の資材関係につきましては、高騰の兆しがあるということで聞いております。

中東情勢に伴う燃油や資材等の高騰による農業経営の影響を大変危惧しておりまして、先般県で実施されました物資高騰等対策会議の資料を見ましても、燃油や各生産資材の価格高騰に加えまして、原油由来の資材を今後確保していけるか、そういったことも懸念されているところでございます。

県では、金融相談窓口の設置に加えまして、金融支援や技術情報の提供を始め

ております。

そういった点で関係機関とも連携した対応をとっていきたいと思っておりますし、先日の質疑でもお答えしましたけれども、令和7年度まで実施しました物価高騰対策事業につきましては、その大部分を国の交付金を財源として行っております。

現時点での予算計上はございませんが、今後動向を見据えながら対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 今国も対策を立てていろんな議論が行われています。

今後、国からいろんな手だてが来るんじゃないかなあと思っています。

また、補正予算の中には、地方自治体で使える予算が入ってるという記事もありましたのでぜひ、来たら迅速に対応していただきたいと思います。

そのためにはやはり、こういった困ってる人たちが、私のところにもこられましたし、町や商工会、いろんなところでつかんでおられると思いますが、町も積極的に、今の現状を掴むそういった窓口をつくるとかいう考えはありませんか。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 窓口を特につくりますということではなくて、もう地域振興課と商工会と連携いたしまして、両方でいろんな相談を受け付けていきたいかと思っています。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） ぜひ積極的に受け、そういったのを情報収集して、今後町としての対策をとっていただきたいというふうに思います。

新聞報道を見ると、ごみ袋を作る入札が不調になったというのもありました。ある人が、ごみ袋は大丈夫かなっていうふうに言われました。いや、今、見に行ったら店いっぱいありますよと、慌てて買わなくていいんじゃないですかという話もしました。

しかし、テレビでそういうのが報道されると、どうしても皆さん心配されます。

先ほど、農家の方がビニールと言われましたが、ラップだとだと思いましたが、ホームセンター回って買いに行つたと。で、たくさんあったから、買占めようと思ったけど、自分が困って探したんだから、ちょっと待てってということで、そういうことをしなかったという話がありましたが、やはり状況をしっかり見て対応していかなければならないんじゃないかと思っています。

1つ面白い記事がありましたので紹介をしておきたいなと思うんですが、愛知

県のみよし市、平仮名でみよし市となっています。全国で初めて、この夏休み、低所得者、子育て世帯を対象に昼食を提供する、1食350円でっていうのがありました。

氷川町が学校給食無償化を、町長が決意してやられて、これで本当に助かるという声をたくさん頂きました。私は、こういったのを1つの参考として今後、ぜひ国の方針が決まったら、対策をとっていただきたいと思います。

町長の考えを最後に聞かせてもらいますか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 中東情勢につきましては、1番心配といいますか悲しいことは、戦争によって多くの一般市民等々の命が奪われているということでございまして、それが1番心配してるところであります。

その上で、ホルムズ海峡の封鎖によりまして、今先ほど質問がありましたような影響が出てきているわけございまして、そちらにつきましても私ども大変心配しておりますし、窓口をつくってはという話もありましたが、もう常に、それぞれの担当課で農業は農業振興課で、商業は地域振興課で常にそういった情報は収集しておりますし、必要であれば特別な窓口をつくることも、そういうやぶさかではないというふうに思っております。

その上で、国の交付金の話がございました。期待をいたしておりました。

ただ予算規模は1,000億ということでございまして、私どもの交付金として内示を頂きましたのが820数万円でございます。

今のところはですね、それをどういった形で使っていくのかというのは今後の課題でありますし、今後もまた、第2弾、第3弾のそういった国の支援、いわゆる交付金が来ることが見えてまいりますと、大胆な手も打てるんですけども、限られた財源をどう使っていくかというのは、これからしっかり精査をしなければならぬというふうに思っております。

農家の皆さん方の心配も声も私も聞いておりますので、この前も政府要望で言いましたし、JAにもすぐ言いました。ちゃんとあるのかと。肥料、農薬、いわゆる生産資材、それがないと頑張ろうと思っても頑張れませんよという話を、農協にもすぐしたところございまして、農協いわく、今年度、いわゆる今年の策については大丈夫というような話をされました。が、その先の話はありませんので、本当に今後も大丈夫なのかというのを、やはりこれはもう国挙げて、しっかり考えていただく中で私たちができることが、何があるのかというのは、市町村でしっかり考えて、これからも進めていければというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 地方からも、私は大きな声を上げていくべきだと思います。

氷川町は農業立町で、改めてこの広大な農地で食料を生産するわけですので、いかに大事にしていかなければならないかというふうに思います。

1つ、東京大学大学院特任教授の鈴木さんっていうこの人はよくテレビも出てくる人ですが、今のまま長期にこういった状態が続くと、食料そのものがなくなっていって、大変なことになるんだということを、訴えておられました。

ぜひ農家の皆さんをはじめ、氷川町民の声を聞いて必要な声をぜひ上げていただきたいと思います。

これで1項目めを終わります。

○議長（三浦賢治君） 次に、質問事項2項目め、昨年の豪雨災害復旧について、（ア）（イ）（ウ）一括して答弁を求めます。

○8番（吉川義雄君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それではまず（ア）についてお答えいたします。

総務課で対応した部分になりますが、昨年8月の豪雨災害によりまして土砂崩れで民有地の住家などに被害があったか所としまして、町内で8か所あっております。昨年度に土砂の撤去は完了しております。

その後ブルーシートでの養生等により対応している状況でございます。

また、法道寺地区の公民館裏の土砂崩れにつきましては、県の事業としまして急傾斜地崩壊対策事業により、令和7年度に測量を行い、令和8年度から復旧工事に向け事業を進める予定となっております。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ア）について、建設下水道課よりお答えいたします。

豪雨災害の復旧状況につきましては、昨年の災害発生直後から、町が管理する道路や河川等の応急復旧に全力で取り組んでまいりました。

国庫補助事業の対象となる災害復旧事業につきましては、昨年11月末に国の災害査定が終了し、現在順次、測量設計から、工事発注へと進めている段階でございます。

既に修繕や重機借り上げによる仮復旧など、町単独での対応が可能な箇所につきましては、相当数完了しております。

一方で、山間部の法面崩壊など、地質調査が必要な箇所や、個人の土地が絡む場所につきましては、時間を要している部分もございますが、令和8年度中の復

旧完了を目指し、タイトなスケジュールの中ではありますが、鋭意事業を進めております。以上で建設下水道課から（ア）の答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） ご質問の（ア）につきまして、農地課からお答えします。

被災した農地及び農業用施設の復旧状況としましては、圃場への流入した土砂の撤去、畦畔復旧、農道、水路等につきまして国の災害復旧事業の査定を終えまして、現在順次復旧工事を進めております。

また、山間部への圃場へ流入した土砂につきましては、同じく補助事業を活用し、農家の方々の作業により土砂撤去が完了しております。補助事業の対象とならない小規模災害に対する農地復旧につきましても、町単独の補助事業などにより、概ね対応が完了しているところです。

今後も引き続き、地権者や関係機関の皆さまと調整を行いながら、迅速な対応に努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 質問事項２の（ア）につきまして、農業振興課よりお答えいたします。

昨年の大雨被害に対する支援事業としまして、被災農地での営農再開に向けた生産資材の調達や追加防除施肥等に要する経費に対して支援を行う営農再開支援等事業と、農業用機械や施設が被災した農業者が、経営改善への取組として実施する農業用機械等の修繕等の経費に対して支援を行う農業用機械・施設復旧等支援事業を実施しております。

そのうち、営農再開支援等事業につきましては、令和７年度中に事業を完了しております。

また、農業用機械・施設復旧等支援事業につきましては、対象事業者７２件に対し、令和７年度中に事業を完了した事業者が１０件、残りの方につきましては、随時完了検査等の手続を進めており、今年度内での完了を見越しております。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項２、（ア）につきまして、地域振興課が所管いたします事業及び施設の復旧状況についてお答えいたします。

被災された町民の皆さまの早い生活の復旧に向けまして住宅リフォーム等促進事業災害枠としての補助及び生活に必要な冷蔵庫、洗濯機やエアコンの買い替えに補助を行いました。

利用実績といたしましては、住宅リフォーム補助金で22件、378万8,000円の補助、家電製品の買い替えに49件、123万9,000円の補助を行っています。

また、施設の復旧といたしましては、竜北公園での災害復旧工事を現在実施しているところです。

また立神峡公園につきましては、東屋が倒壊していますので、上部部分の町道の復旧に合わせて撤去予定しているところです。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 吉川議員ご質問2項目め（ア）につきまして、税務課からお答えをいたします。

被災者支援のため、令和7年8月豪雨による被災者に対する町税の減免に関する条例に基づきまして、町民税及び固定資産税の減免を実施しております。

町民税につきましては、40世帯69名、固定資産税につきましては72名について減免を行っております。

なお、同条例第4条の規定により、申請期限は令和8年3月31日となっておりますので、豪雨災害の町税の減免については完了しているところです。以上で（ア）の質問に対する税務課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 同じく質問事項2の（ア）につきまして町民課からお答えいたします。

町民課では、被災された皆さまに対し、各種証明書発行に伴う手数料の免除や国民健康保険税などの減免を実施したところです。

内訳といたしましては、証明書の発行が印鑑登録証明書が26件、住民票が26件で、マイナンバーカードやパスポート、印鑑登録証の再発行申請はございませんでした。

また、国民健康保険税は21件、後期高齢者医療保険料は10件の減免を行っております。

なお、これらの証明書発行手数料等の免除保険料等の減免申請につきましては、令和8年3月31日をもって終了しております。

ほかに土砂崩れが起きた桜ヶ丘墓地公苑につきましては、今議会で本体工事の補正予算を計上しておりますので、今年度中の工事完了を予定しております。

以上で町民課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 引き続きご質問の（イ）について農地課からお答えします。

県営事業によります湛水防除事業として進められてきました氷川排水機場につきましては、機場本体の工事が完了しまして、先月試運転を経て、6月より本格稼働を実施しております。

新しい排水機場は、昨日、町長からもありましたとおり、突出量、水を吐き出すポンプのサイズが、これまでの毎秒14トンから毎秒26トンへ大きく向上しており、この本格稼働により、当該地域の排水能力が大幅に強化され、湛水被害のリスクを大きく軽減できるものと期待しております。

引き続き、1号及び2号導水路の更新工事も進めてまいります。今後も関係機関と連携を図りながら、排水機場の適切な維持管理と運用に努め、地域の浸水対策に取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ウ）について、建設下水道課よりお答えいたします。

現在、通行止めまたは一部制限を行っている箇所につきましては、これまでに土砂撤去等の応急処置を行い、一定の通行を確保した路線もございます。

しかしながら、梅雨時期の安全確保の観点から、やむを得ずバリケード等で制限を継続している箇所がございます。

また、今後、本格的な復旧工事が着手されますと、安全確保のため、再度全面通行止めをお願いせざるを得ない路線も出てまいります。

具体的には、立神地区の町道立神旧県道線の法面が大規模に崩壊し、現在通行を規制しておりますが、現在、地質調査や設計を行っており、令和8年度内に完了するように取り組んでおります。

また、河原地区の路肩が崩れ、現在通行できない、町道河原川上線の復旧につきましても、梅雨明け頃から復旧工事に着手する予定としております。

こうした状況につきましては、住民の皆さまの不安を払拭するためにも丁寧な説明が必要であると認識しております。

今後は、復旧工事の発注が完了し、施工業者が決定した段階で、順次、区長をはじめ、関係住民の皆さまに対し、現地等で工事日程や通行規制などについての連絡をとり、丁寧な説明を行い、周知を図ってまいります。以上で（ウ）の答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

各課で相当奮闘されたというふうに理解します。

特に県道鏡方面から見ますと、早尾の山間部は、山畑が相当崩れて、雨が降るたびに大丈夫かなという声も聞かれています。今担当課長は言われました。

個人の山で、なかなかできないそういった面もあるかと思います。

しかし、雨が降れば必ず下流に流れてくるわけですので、万全の体制を1つとっていただきたいなと思います。

そこで今ありました立神それから河原から川上に行く道路等が区長、それから予定が立ったら、丁寧な説明をすると言いました。ぜひこれをやっていただきたいと思います。今でも、通れるもんだから歩いてとる人もいるんですね。

しかし、危ないなという気も正直言ってます。通って良かったらうって言わして、いやあ、私が通って良かったとは言えませんという話をちょっとしました。早うしてなっていうそういう声も聞いていますんで、ぜひお願いをしたいと思います。

私は、町の広報で、先ほど税関係とかいろんな支援については載っていました。それも見ました。そういったのを紹介をしました。やはりなかなかそういうのをきちっと見てもらえないというのがありますので、私としても、要望があった分については、やっていきたいと思います。

1つだけ、時間の関係ありますので、1つだけ聞きたいと思います。

昨日、課長の答弁もありましたが、氷川排水機場が今試運転をして稼働を再開したという話であります。どれくらいの能力があるのかということで近くの方から聞かれて、私は答えきらずに、すぐ担当課に行って、ちょっと教えてくれということで、それから慌てて資料をもらって、説明しに行ったわけですが、やはり1度被災したもんだから、もう今度よかろうとあれだけいいのができたんだからというふうに言われました。

改めて私も調べてみました。この江原製作所ちゅうんですかね。機械をつくったところは、ここのホームページをずっと見ていたら、氷川町にこういうポンプ卸しましたよという記事があって、かなり詳しく書いてありました。今度のポンプの総配水量は、標準的な25メートルプールの水を約23秒出すって書いてあったんです。だからこの話をその人にもしました。今度は少し安心してよかだろうなあという話をされました。私は、その人が私に言ってきたのは、自分の命は自分で守れて言われた、そればかりじゃしょうがなかろうという話から、私に電話があったわけです。だから、こういうのをやっぱりきちっと知らせていく

というのも大事ななというふうに感じました。経験したわけだから、今年の雨が降ったあるいはテレビとか見て、自分で危ないなという判断を自分でしっかりしてくださいねということもですね、あわせて言っておきました。

だから、ぜひ質問とはちょっと違うんですが、防災対策についてもぜひ全力で取り組んで頂きたいと思います。時間の関係ですみませんもっと聞きたかったんですが、この項目を終わります。

○議長（三浦賢治君） 次に、質問事項、児童館整備事業について、（ア）（イ）（ウ）一括して答弁を求めます。

福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） 吉川議員のご質問、3項目めの（ア）から（ウ）について、福祉課から一括してお答えいたします。

（ア）についてですが、本年3月末に実施設計完了しておりまして、国の交付金と寄附金の財源が確保できましたので、今回工事費その他について、補正予算を計上いたしました。

今後、工事発注等の事務を進め、令和9年度のできるだけ早い時期に開会できればと考えております。

次に、（イ）についてですが、運営は町が行う公営になります。

2月の全員協議会で説明しました100人程度というのは、今回の改修面積に伴う最大収容人数です。

福祉事業は、必要な人に適切な支援を提供することが目的です。

改修計画では、体力増進機能を設ける予定ですので、部類としては、児童センターに位置づけられます。

人員配置基準では、2人以上の児童厚生員を置くほか、必要に応じ他の職員を配置と定められておりますので、基準に即した職員配置を今後検討してまいります。

最後（ウ）、災害発生時の体制につきましては、昨今の地震、豪雨災害の教訓、他自治体の類似施設、町の防災計画等を参考にしながら、職員配置等も含め、今後、十分に検討してまいります。以上で福祉課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 2月3日の全員協議会は、私は都合があつて出席できませんでした。この時の議事録をしっかりと読ませていただきました。町長の決意が十分伝わってまいりました。

この児童館が全国的には利用されてるところ、幾つか私も知ってますが全国的

に、伸び悩んでいるというのは、児童館それから学童保育所、いろんなのが混じって、どこにやるかっていうことで悩んでおられるというのはあるんですが、児童福祉法第40条に規定する児童館ということで、これは、地方自治体がこの福祉の施設として開設をし、そこで子どもたちの健全な健康増進それから育成・指導、そういったのができる施設だというふうに思っています。

私がこの読んだ時に、最初に当時の課長の中に、管理業務の入札を行い、そして業務を委託という言葉がちょっと書いてありましたので、さっき聞きました。

公営、全てうちでやっていくということになります。あわせて聞きます。

職員は、これでいくと、最低2名プラスというふうになると思うんですね。

初めから100人が来るからということで体制できないと思うんですが、必要な人員を配置するというふうになってますがそれは、町職員として採用してするんでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 人事に関わることで私のほうからお答えさせていただきます。

この児童館建設に至る経緯というのを、皆さん方ご承知のとおりであります。常葉保育所を廃園をいたしました。少し時間はかかりましたけれども廃園ということになりました。

当時、小佐井議員も後援会の会長さんで、残してくれという訴えもあったんですけども、どうしても、民間事業者との均衡その他を考えますと、それと財政負担を考えますと、廃園を決議決定したところであります。

その時のお約束がやはり今後も児童をですね、生徒に関わるような施設として考えていきたいというのがお約束でございましたので、今回児童館という計画を立てさせていただきました。

公営でいきたいと思っております、幸いなことにこの職員につきましては、保育士、あるいはその他の資格を持ったですね、職員を配置することとなっております。

まさに、私たちの職員の中にもですね、保育士の資格を持った職員は数名いるわけでございまして、そういった人材の活用というのは今後考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 今町長の答弁で、新しく、これ専門に人を雇うということは考えてなくて、今の人員の中から体制としては整えていくということでもいいんで

しょうか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 結果は的にはそういったことになります。

ただ、今配置している職員のところが減になるわけでございますので、後ほどまた、西尾議員からもご質問がありますけれども、やはり職員の人員の確保をしていくのが先決でございます。

なかなかこの職員採用にも応募が少のうございますし、人材確保に苦勞しているのが現状でございます。

また、定員につきましても、まだ満たしておりません。これまで、20年前、合併した時のですね、約束をしっかりと守ってこの20年間、役場の運営をしてまいりました。

しかし、仕事の量は年々増えておりますしやり方も変わってきております。そういったことを考えますとやはり定員の部分はしっかり確保した上で、適正な人員配置をしていきたいというふうに思っております、その辺りはまた、職員採用の部分でしっかり工夫をしていきたいというふうに思います。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 先ほど言いましたリスクといたしますか、児童館の場合は、たくさん子どもたちを受け入れる、そして人員の配置の基準というのは、保育所と違って少ない人間で、人員で見ていくということになるんですね。

そういう点での安全の問題、安全確保の問題、というのが幾つか出されてきました。他県の状況もいろいろ調べてみましたら、やはり、職員の数というのが1番問題となっているようでした。

そこで、先ほど防災対策のことでちょっと言いましたが、以前も私は常葉保育所の時代にも質問をしたことあるんですが、この場所というのが日奈久断層の上に立っているというふうに言われていました。

そういう点では、児童館ができたからどうのじゃなくて、全体的にそこが危ないところだよという認識を持っておかなくちゃいけないと思っているんですが、その点についてはどうですか。

地震について日奈久断層があつて、その上なんだという点では、どういう認識を持っておられますか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 町の防災計画の中で今回ちょっと見直しを行っているんですけれども、常葉保育所という施設としてはもう廃止されたということで、今

回防災計画の中の避難所としては削除しております。

今後児童館として運営がされるようになってからそこをまた新たに指定するかどうかというのはあると思うんですけども、今、吉川議員が言われました避難所、その日奈久断層とかの場合っていう地震の時の避難場所として適当かどうかというのは確かにあると思いますので、ただそれ以外の、今回、昨年ありましたような内水氾濫としての避難所、そういった部分での活用というのはできますので、そういった意味で災害の状況に応じて避難所として使ったり、使わないほうがよかったというような部分については、判断をして活用していけばいいのかなと考えているところです。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） ちょっと私の聞き方が悪かったと思うんですが、そういう場所だから、いろんな施設をつくった場合、さっき連携をとってやっていくという話をされたんですが、そのことは、今後いろんな何て言いますかね、ガイドラインとかそういうのをつくっていかれる中に、そのことをきちっと認識して、緊急時の体制というのを取られるのかなということでちょっと聞いたんですが、町長。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） おっしゃるとおり、施設そのものを被災した時にどうするんだという話だと思っておりまして、そこにはやはり、これはほかの施設も一緒でございます。

いわゆる児童館に限らず、学校もあります私ども役場もあります。公共施設はたくさんあるわけですが、いざというときにどういった対応をするのかというのは、それぞれの施設に応じてガイドラインを作っていくべきだろうと思っておりますし、作っていきたいというふうに思います。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 私がこれ聞いたのは、住民の方からも、場所は大丈夫ですかっていう話もありました。

それと常葉保育所の上が軍人墓地になってます。軍人墓地の一画に個人の作業場があるわけですが、がけの崩落といいますか、そういうのがこの間2度ほど見てまいりました。

また桜ヶ丘グランドでよく子どもを連れていかれる方から、有害獣の出ることも言われました。

だからいろんな点でそういったことがあるんだということを意識して、ぜひガイドライン等を作成をしていただきたいと思います。

子どもたちが本当に安心して安全で楽しく過ごせる施設ができることを強く望んで、この項目を終わります。次をお願いします。

○議長（三浦賢治君） 次に、質問事項第4項目、補聴器購入助成金制度創設の考えについて、（ア）の答弁をお願いします。

福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） 吉川議員のご質問の4項目め（ア）について、福祉課からお答えいたします。

身体障害者手帳をお持ちの難聴者並びに身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある18歳未満の児童に対しまして、本町では、補聴器の助成購入助成を行っております。

議員ご質問の身体障害者手帳の対象とならない、いわゆる加齢性難聴の方に対する補聴器の購入助成制度は、県内でも幾つかの自治体で行っておられることは承知しておりますが、本町では、当面創設の予定はございません。これで福祉課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 当面考えはないということでは、ちょっと残念だなというふうに思うんですが、実は、去年の豪雨災害の時に、行政無線ですね、放送がよく聞こえなかったという話をされました。

スイッチを切っておられました。スイッチ入ってないですよということで、ただ、よく聞こえないから、スイッチ切ってる。これはもう大変なあれだから、危ない時には、使う代物だからぜひスイッチは切らないでっていう話もしてまいりました。

ひとり暮らし高齢者世帯というのは、自分が難聴であるかどうかというのを意識しない、そういう人が多いと言われているわけですね。

他人の話しかけが聞き取れない、そういったこともあって、孤立すると言われていると思います。

今日朝、テレビで芸能人が、難聴のために補聴器を入れてる話が、たまたまテレビであってました。聞こえたふりをするんだってその芸能人は言っていましたが、やはり危険を察知する能力が落ちる、命を守ることが大事だというわけで、そういう点では、耳が聞こえない難聴、聞こえにくい、そういった人たちというのは本当に大変なんだなというふうに思っています。

それで、先ほど言いました県内でも、幾つか始めたということを言いましたが、実は2022年10月31日の調査では、全国で114自治体だったわけです。

それが2026年、今年ですね、5月1日、1番新しい資料では651自治体に急激に増えてきているわけです。

これはやはりこういった難聴で危険な目に遭う人が多いということで、そういった人たちを1人でも救いたいということだというふうに思います。

それで1つは、担当課は分かるかと思いますが、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度というのがあると思います。

これは聴覚障害と認定された方に補聴器の購入、これはいわゆる障害があると認定された人だけなんではようか分かりますか。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長補佐、岩本聡志君。

○福祉課長補佐（岩本聡志君） 身体障害者手帳をお持ちの難聴者ということになります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 個人負担1割、公費9割というふうになってるかと思います。やはり聞こえにくいとかそういう人は、自覚がなかなかないということですので、早期発見早期治療が第1だというふうに、どの資料を見ても書いてあるわけです。町が行っている住民健診に聴力検査はありますか、どうでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 町で今行っております住民健診につきましては、基本的には、糖尿病ですとか生活習慣病の、予防早期発見に向けた健診でございますので、聴力検査につきましては実施をしておりません。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 早期発見が第1、そして社会から取り残されないようにすることが大事だと思います。

町長が、誰でも元気で生活できるようにっていう話をこれまでされました。また、誰1人取り残さない社会っていう、SDGsの話もよくされてきました。

町長どうでしょうか、この住民健診に聴力検査を入れるということは考えられませんか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今住民健診には、国の基準では、聴力の検査は入っておりません。もっと言えば、国の基準をしっかりと見直していただいて、国がしっかりと責任を持って行っていただくということも大切なことと思っておりますし、あわせて先ほど少しありました身体障害者手帳をお持ちの方は、そういった助成が受けられる、その前段として、健診で耳が遠いですよといわれる身体障害者手帳の

そういった基準にある方を探し出すという意味では意義があるかもしれません。

そのことは、国のいわゆる制度の部分、あるいは町でどこまでできるかという部分を、しっかり整理をしながら、進めていく必要があるというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 私は、数人の方からしか聞いていないんですが、今度、議会で、議員の定数の問題とか報酬の問題とかということで、住民の声を聞いて集めるということがありました。

だから、精力的に自分では回ってまいりました。その中で、昨年の災害の時のこととか、そのあとあった人の話とか聞いてみると、やはり難聴者の人は、やはりなかなか集団でやっていくというのが、そういった場に参加するのが大変厳しいんだなということも、そんな中で思いました。

やはりぜひとも、町としても今後のことですが、検討していただいて、事前の検査、あるいは公費助成制度をできるだけ早く行っていただきますように強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦賢治君） 以上で吉川義雄君の一般質問を終わります。

13時まで暫時休憩いたします。

—————○—————
午前 11時36分
午後 1時00分
—————○—————

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、西尾正剛君の発言を許します。

○4番（西尾正剛君） 皆さんこんにちは。

4番議員、西尾でございます。一般質問は2項目ありますが、限られた時間内ですので簡潔なご答弁をお願いいたします。

まず、1項目めは、役場職員の早期退職者への対策と職員の健康管理についてお尋ねします。

令和7年度の定年退職者はいなかったようですが、早期退職した職員数が10名とのことでした。令和7年4月1日段階と令和8年4月1日の事務機構での職員数は同数で129名です。

この全体職員数から見て、早期退職者の率は、7.7パーセントであり、隣接の自治体の率と比較すると高いようです。

また、全国的な調査結果の報道もありますが、民間の会社の率は高く、比較して、各自治体の早期退職率は低いようです。

5月の熊日新聞の報道によりますと、10年未満の国家公務員退職者は2倍超となり、4月から簡易な採用制度を始めました。

また、全国の都道府県の警察でも、やむを得ず離職した元警察官を即戦力確保のために、再度採用する制度を昨年から実施している県もあり、また退職を防ぐために、短時間勤務など、働き方改革にも力を入れているようです。

このように、経験者復帰の制度や働き方改革の取組に着手しているようでございます。

中途退職を促すかのように、転職をお手伝いするような民間会社のテレビコマーシャルや退職代行の会社などがあられています。

これまでより、民間の会社や官公庁など、組織の在り方が時代の流れで、以前とは大きく変化してきているようです。

育児、介護など、何らかの事情でやむを得ず離職するケースもあるかもしれませんが、数年、数十年と勤務した貴重な経験を積み、育んだ職員が途中で退職することは、町の財産の大きな損失につながるかと思います。

そこで、なぜ退職するに至ったのか、その主な理由は何か、年齢的にどうか、事務量や処遇に問題があるのか、年度中での退職者が出た場合、行政サービスや課の中で、他の職員への影響が生じると思いますが、どう対処してこられたか、お尋ねいたします。

また、現在、病気療養中の職員が若干いるようです。当然ながら人権に配慮しなければなりませんが、病気療養や休職者を出さないための体制、例えば、相談窓口などを町で講じられているのか、お尋ねいたします。

1項目めの最後には、この春県庁幹部を定年退職され、4月から、副町長である橋本誠也副町長に、熊本県職員に対するこういった対応、早期退職者対策や、病気療養や休職職員を出さない体制など、また、問題点などの工面、県庁において働きやすい、働きがいのある職場環境づくり等の取り組みについてお聞かせ願えればと思います。

2項目めは、氷川町の行財政改革の取り組みについて伺います。

町長の新年度施政方針の中で触れられていましたが、令和7年度の実績と令和8年度の計画について、事業の内容と実施したことによる概算額、また令和8年度計画をお伺いしたいと思います。以上ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君の質問事項が、2項目ありますので、1項目ずつ

お願いいたします。

質問事項 1、役場職員の早期退職者対策と職員の健康管理について、（ア）（イ）（ウ）一括して答弁をお願いいたします。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは質問のありました（ア）（イ）（ウ）につきまして一括して答弁させていただきます。

まず、（ア）についてですけれども、令和 7 年度の早期退職者の退職理由につきましては、自己都合による退職になっております。

民間企業への転職や他自治体への転職、自治自身で業務遂行が困難と判断された退職など個々の事情により、早期の退職をなされておられます。

退職を選んだ動機につきましても、高収入を求めるものや、理想とする職種、職場を求めるもの、心身の病によるものなどさまざまな事情となっております。

町としましては、早期退職を防ぐための具体的な取組として給与面におきましては、令和 8 年度から、期末手当に加え定期昇給に人事評価を反映することで、給与水準の引上げに取り組んでおります。

また、産休や育児休業、病気休暇への対応において現在の職員数では、絶対数が不足しているということがございますので、休む職員の業務を担う職員に過度な負担を課す要因となっていることから、職員の採用数を増やし、余裕のある定員管理を行うことで、職場環境の改善につなげることであります。

更に令和 8 年度から、職員の異動に関しまして、希望調査を実施し、可能な限り本人の能力や意欲に沿った職務配置が行えるよう、取り組む準備をしているところでございます。

日頃から、職員の健康管理に留意するとともに、風通しのよい職場環境の構築に努め、職員の負担軽減や働きやすい環境づくりを推進し、人材の定着を図っていくための取組を行っているところでございます。

続きまして（イ）についてお答えいたします。

現在、休職中の職員はおりませんが、病気休暇中の職員がいる状況でございます。病気の診断結果としましては、精神的な病気であります鬱や適応障害となっております。病気の休暇期間も 2、3 カ月ということである状況です。

町のほうでは、職員の衛生管理規程に基づきまして、労働安全衛生法に基づく衛生委員会を産業医、保健師、総務課職員で組織設置し、職員の悩みなどの相談に随時対応しているところでございます。

精神的な病を早期に発見し、適切な対応を行うため、ストレスチェックを実施

し、ストレス度の高い職員におきましては、産業医や保健師との面談を行い、必要に応じて専門へつなげているところでございます。

最後に（ウ）になりますが、私のほうから県のほうに確認した内容になりますが、県におきましては、中途退職者対策として、ワーク・ライフ・バランスに配慮した時差出勤や男性育児休業の推進、職員の希望を踏まえた柔軟な人事配置、職員の能力開発、意欲向上を図るための研修に取り組んでおられるそうです。

また、職員の心身の健康相談においては、ストレスチェックの実施による高ストレス職員の把握と、県庁健康サポートセンターや健康サポートルームにおける嘱託産業や臨床心理士、保健師による相談を随時行っておられると確認をしております。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 副町長、橋本誠也君。

○副町長（橋本誠也君） 私のほうから、少し補足をさせていただきます。

県の取組につきましては、今、総務課長が答弁したとおりでございますけれども、県のほうでも、やはりこの離職者、特に若手の離職者が、やっぱりだんだん増えているということで、このような取組を始めたというところです。

ちょっと2年ぐらい前のデータですが、全国で調べられたところで、やはり10年前と比べて都道府県及び市町村の自己都合の退職者が2.2倍に増えている。

その中でも、30代までの若年層が、3分の2を占めているというようなことで、非常にこれやっぱり、本町のみならず、全国的な問題かなというふうに思っています。

そういう中で、私3月までおった頃に、当時木村知事が、我々によく言われたのが、風通しのよい職場にしなければならないと、それをまず気をつけてくれということを言われてました。要は上司、部下の間、あるいは同僚職員の間で、しっかりとしたコミュニケーションがとれて、闊達な意見が言える。こういった職場環境や雰囲気をつくっていくというのが非常に大事だということで思っております。

本町におきましても、所属長をはじめ、職員がこのような意識をしっかり持って、働きやすい職場環境あるいはやりがいを持って仕事ができるようなやり方、こういったものをしっかりこれからつくっていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 副町長、総務課長、詳しい答弁ありがとうございました。

ちょっといろいろ詳しく聞きたい点まで答弁していただきました。

まず、私のほうからは、1番肝心なところから伺いたいと思います。これが対岸の火事で片づけられないお隣の八代市のことでございます。これはもう耳目を集めている最中ですが、4月14日に開催された百条調査特別委員会、これがネットで流れていました。証人喚問のお2人が証言された中で、これは実名証言の古閑迫氏が、新庁舎建設の不正についてを人事課に申し入れたところ、十分な対応でなかったのでしょうか。

その後、千丁支所で保健師に相談されて、その相談内容は、百条委員会の中で概要の説明がありましたが、それは7ページに及ぶものでした。古閑迫氏はその後、3カ月間の病気療養に入って、復帰後に現在はエコエイトで勤務されているようです。

そこでまず、この1番肝心なところでお伺いしたいというのが、こうした内部通報、これは消費者庁が示す公道通報者制度のことなんですが、これまで耳にしたことはありませんが、もし職員が庁舎内で、外部者とか、上層部、同僚などからのセクハラ、パワハラがあった場合、また仕事上でのトラブルなど、職員が精神的なストレスを抱えた場合、その職員から相談を受けるという窓口が、多分総務課なんだろうけれども、そこの先ほど総務課長のほうからお話がありましたように、衛生委員会とかというのがあるんでしょうけれども、こういった具体的な内部通報とかそういった組織ってというのが、あるかどうか、そういったのがあって、八代市みたいに病気療養とかというのに至ってないかということが思うわけなんですが、まずはその相談でこういった事例があれば、秘匿性、守秘義務があるんでしょうけれども、差し障りのない程度で、その対応辺りをお聞かせ願えればと思います。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） まず議員申されました公益通報の考え方についてまずご説明したいと思いますが、広域通報におきましては、対象となる案件といいますが、最終的に刑罰や過料といった犯罪行為につながるものが、この公益通報の対象というふうになります。ですので、セクハラ、パワハラなどでのハラスメントにおいては、その対象外となっております。

ただ、ハラスメントの中で、それが暴力行為が行われたとか、最終的にその犯罪行為につながったようなもののような案件がございましたら、それは公益通報の対象になるということで、今本町におきまして、そこまでの案件というのは上がっておりません。それが前提ということになっております。で、公益通報の窓口としましては、先ほど言いました衛生委員会とあわせまして総務課が窓口とい

うことになっております。少なからず、やはり人間関係のことで、パワハラに近いようなもの、そういったものの悩みがあるということで、総務課のほうに、そういったご相談は、少なからずあったことはございます。過去に。

そういったものにつきましては、当事者等を踏まえまして、しっかり話し合っていたいただいた上で、解決をしているという状況でございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） この対象というのがセクハラ、パワハラというのが、ここ刑法上での犯罪行為じゃないと、対象外という話は、そこは知ってます。

これも先ほど言いましたように、消費者庁というのが設けた基準を示してるわけなんですけど、従業者数300名という基準を設けているみたいなんですけど、今、総務課長おっしゃったように、当事者間とかっていうそういった解決しているってことであればいいんでしょうけれども、そういった具体的に、これはもう家庭内のトラブルとか、小さなこととかだんだん大きくなって、病氣療養に入るとか、それが延長して、中途退職、そういったことになりはしないかというふうに思うわけなんですけど、解決しているっていうのは、それはもう当事者間でのお話ということでよろしいんですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 先ほどありましたハラスメントというような部分のご相談があった部分については、当事者間で、仲介として総務課が入った形での解決という形で対応しております。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） そこは解決したということですね。総務課が間に入って、窓口として、総務課長のほうから、理由退職の理由ということで、自己都合ということで、具体的に少し説明がありました。高収入、職種の自分が希望するところとか

、心身の病とかというお話だったんですが、ここは、自己都合でということで、通り一辺倒で答弁してもらったら困るなというふうに思ってたんですけども、そういった私事の理由でっていうことがあるかと思うんですが、これまでも、役場職員が国家公務員に合格したから、退職したとかそういったことは、話も聞きはしました。

この高収入を目指すとか心身の病とかというのは、ちょっと後でまた伺いますが、集中してますか、状況とか年代とか、部署とか、そういった形で、これ10名退職者に限らず、少しそういったのを持っている職員とかはいませんか

ようか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 早期退職者の一昨年が少し多かったものですから、令和6年度、7年度が多かったものですから、その辺の状況を見てみますと、年代として多いのは30代というところが多い傾向がございます。

部署に関しましては、まず状況を見てみますと、それぞれ5つの課からの退職ということであまりそういった偏りというのではないのではないかと、たまたまいろいろな条件が重なって、その時期、行ったというのはあると思いますけれども、退職された理由等も加味しますと、その辺については特に偏りがあるとは認識しておりません。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 令和7年度が特に多かったということ等でそれだけしか把握してなかったんですが、ちなみに令和6年度も多いということで今、総務課長言ったんですが、令和6年度では何名の退職者だったんですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 令和6年度で早期退職された方が7名いらっしゃいます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 先ほど違う職種への希望とか、そういったお話も退職理由に、総務課長言ったんですが、具体的に転職活動を始めたきっかけこういったのは、動機っていうのは把握されてますか。

例えば自分の、そういった職種が合わなかったから、転職活動を始めているとか、そういった、私は、退職したいと思います年度途中で総務課のほうにお話があつて、やっぱりここは動機をきちんと把握されていると思うんですが、その動機というのは一体どういった形になりますか、転職理由の動機について。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 動機につきましては、本人からしっかり聞ける部分聞けない部分というのがありますけれども、先ほど言いましたように高収入とか、役場の今の処遇に少し不満があられる方、もしくは自分のスキルを生かせる職場につきたいというような内容で転職されている方がいらっしゃるようです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 相談されたっていうのが、ある退職した職員、退職するとい

うような話があった時に、その職員にちょっと話を聞いてみたんですよ。

これはもう、詳しくは話は、多分聞き出せなかったんですが、もったいないねって、なんでせつかく役場に入ったのに何でやめるんですかって言ったところですね。

まずは、総務課のほうに相談しました、ところが、もう本音は話せないよねとか、そういったことも言ったんですよ。

ですから、本当のところ把握されているっていうのがあるんでしょうけれども、実はそういったもちょっと具体的なところがあって、やむを得ず離職するというような職員もいるかもしれません。

この転職活動始めた動機とかっていうのがプライベートなことも、少しあるかと思うんですが、家庭内のこととか業務上のこととかそういったことも、多分、ありはしないかと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうね。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 先ほども申し上げましたが、かなりプライベートな事情によるものもございますので、ある程度、早期退職の申入れがあった際に、どういった理由かというのを口頭で確認はしますが、なかなか本人として、本心の事情までしっかりこちらに伝えていただけない部分もあると思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） ええっとですね。仕事の業務量の適正化っていうのは、その点は、配慮されているというか、多忙を極めていたから、もうちょっとギブアップですと、そういった相談とかというのはありませんでしたか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 早期退職者に確認した中で、業務量の多さから早期退職を希望するといった声は聞いておりません。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） それで、年度途中で、退職された職員もいますので、次にその業務の内容の話なんですが、年度途中で欠員となったその部署での窓口、行政サービス、そういった影響がなかったかどうか、無いように対応されたと思うんですが、実際のところは影響があったかどうかということと、そういった対応をどうされたか、その点はいかがですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 欠員という状況になりますと業務に影響が出るため、会

計年度任用職員などを早期に雇用しまして、対応しております。

それと今職員の中でも、業務のマニュアル化というのを進めておりまして、これは人事異動のために作成を進めているんですけども、そういったものを作成して、業務がスムーズに引継げるようにという準備をしておりますので、そういった部分である程度補完もしていくということであわせて対応しております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 今会計年度職員で対応してるということなんですが、町長も、私も役場時代で感じるのが、入った時というのは、もう先輩たちから習って仕事をやって、分からないところは逐条解説とかそういったので勉強して事務をしてきたんですけども、今はちょっと、職員の人たちが自己完結で仕事やっているような感じがします。というのが、もう法令とか、そういった準拠した形とかというのも、結構ネットに出てますから、そのネットで知識を得て、先輩たちの職員がこうやったらどうですかっていうのを、あまりそういったなんすかね、密着性とかというのが、ないような気がします。傍で見ていてですね、町長。

そこで、これは先ほど言いましたように会計年度職員でも対応とかというのはあるんでしょうけれども、その残された職員で責任持ってやるというのはやっぱりどうしても、相当なしわ寄せが来ると思うんですけども、そういった課内での様子見とかっていうのは、町長とか副町長とか、総務課長とか、把握されているか。指導とかされてますか。この辺のところ町長どうですか、お願いします。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 早期の退職者が最近増えているとは、本当に私も心配をいたしておりますし寂しいところでございます。

せっかくこの町に奉職をして、町民のために働こうということで始めた仕事を途中で、退職をしてほかの仕事に行かれるということ。

ただ、職業選択の自由、これはもう与えられた権利でありますので、私たちはそれを留めることはできません。

本人がしっかり考えて自分の進むべきを決めていくということですので、そこは仕方ないといいたしますが今、仕事の在り方の少し話をされました。

議員おっしゃるとおり私たちの時代は、口移しで、隣の仕事を見ながらやってきました。

今はそれぞれの仕事が自分のパソコンで仕事をしております。周りが入る余地がありません。

逆に言いますと、それが1番私も心配でございまして、じゃその人がいなければ何もできないのかということに繋がってはならないということで、だから先ほど少しマニュアル化をしましょうと、仮に何かの事理由で休まれても、その人の仕事がどこまでいって、今どのような状態にあるんだというのを、周りのみんなが把握できるような流れをつくっていきましょうというのが、今取り組みの途中でございまして、おっしゃいましたとおり、昔の仕事の在り方と、現在は少し変わってきてるなど。

ただ、この時代に合った仕事の働き方をしていかなくちゃなりません。そういう意味でいろんな働き方の改革という形で取組を進めているわけでございますけれども、やはりなかなか、早期退職の人が、歯止めがきかない、今後もちっと心配でございまして、その辺りはしっかりまた対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 先ほど総務課長がマニュアル化とか、そういった話されたんですが、マニュアル化をすることによってその負担軽減とか、そういったに繋がればいいんでしょうけれどもですね。

要はその経験者、経験を積んでいる30代の半ばとかの人たちが、ぽっと抜けることによってその課はえらいな影響が出てくると思うわけなんですよね。で、ひいては、そういったことがあって、もう今ちょっときついから、令和9年度に私は、退職しようかなとかっていう思いを持っている職員がいるかもしれません。その辺のところはどういった手だてというのを考えていますか。副町長どうでしょう。

○議長（三浦賢治君） 副町長、橋本誠也君。

○副町長（橋本誠也君） 私もちょう就任して、各課での仕事のやり方ですとか、そういったのも、しっかり課長たちに聞きながら、今把握に努めているところで

す。

やはりいろんな不安や悩み、そういったものを持ってる職員、これもやっぱり皆さん職員、何らかのいろんな思い、考えとか気持ちはお持ちだというふうに思っておりますので、先ほど答弁の中で、少し職員の希望を聞いたりとか、そういったことも、今年度から少し取り組みたいという話もありましたが、そういう形で、やはり職員と課長なり所属長、そういった方々と、しっかりヒアリングなりコミュニケーション、意見交換、こういったものを、やっぱり密にとるようにしていろんなやっぱそういった悩みとかを、組織で共有しながら、組織でどうやっ

ていくのかというですね、仕事のやり方、人材の育成の仕方、こういったものを今後やっていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 今副町長からのヒアリングで、そういった悩みを聞いて対応したいというお話なんですけど、実は今蒲島元知事のお話とかありましたけれども、昨日も橋本副町長から、町の発展のために、風通しをよくするというようなご挨拶がありました。で、ここで、今、令和7年度退職した職員の声で、ちょっと風通しが悪かったと、上に話を上げても、なんの反応がなかったと、そういったことを言った職員もおりました。

ですからぜひ、そういった若手の意見を取り入れるような提案制度とか、これは人事評価制度の改善とかということではあるかもしれませんが、そういった導入を是非検討してもらいたいと思います。

あと、先ほど令和8年度人事異動について、希望するところを、調査を行うという、準備をしているというお話ですが、これちょっと八代の話を聞いたところでは、自分はどこのところに行って働きたいかというのを、希望をとるようなところの話を聞きました。

例えば、第1希望は税務課とか第2希望はどこってというような話も聞きましたが、これは町長の専権事項ですから、この人はここに行ったら頑張って町の発展のために頑張ってくれるだろうとかっていうことで、そういった人員、人事異動、町長の専権事項でやってもらっていると思うわけなんですけど、やはりこのそういった職員の意向を聞くっていうのも、頑張りがいがある、働きがいのあるような、役場の中での仕事というふうに思いますのでぜひこれも進めていってほしいというふうに思います。

次に、これはもう1つこれも町長にちょっとお願いしたいんですが、これ熊日新聞の5月の、先ほどちょっと冒頭でお話ししましたように、このカムバック国家公務員大歓迎、それと警察再採用41都道府県というのがありました。

これは、国家公務員の場合は、国も、冒頭先ほどお話がありましたように、国でも、早期退職者する人たちが増えていると。

それで、即戦力を誘導するための、このカムバック制度みたいです。

これが今年の4月から始まっているみたいなんですけど、これがアルムナイ採用制度ということで、熊日新聞に載ってました。国家公務員で中途退職した職員の再採用を始めていると。警察でもこういった採用を今年から検討するというようなことで、マスコミに載ってたんですが、氷川町でもこういった制度を取り組ん

でもらったらどうかなあというふうに思います。

これは町長の判断になってくるわけなんです、実は私の知り合いの民間の会社でも一旦退職した後、再度採用するっていう企業があります。

その場合は、中堅クラスの職員が外の仕事が楽しく見えたということで離職して働いていたみたいなんです、比べてみると、やっぱり元の会社のほうがよかったということで、また、雇ってくださいって頼んだところを採用されて職員は定年まで頑張ったというお話でございました。国でも民間でも、そういった取組をやっているみたいですので、こういった制度をぜひ検討していただきたいなというふうに思うんですが、一旦やめて、また3年、この場合では、面接だけで簡単簡易な採用試験でまた職場復帰してもらおうということで、即戦力になるわけなんだろうけれども、こういった制度をもう考える時代になっているかもしれませんが、町長もどうでしょうご検討頂けませんか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それをお答えする前に職員の希望を取るというお話をしておりました。私が就任しまして2年目か3年目からやりました。

ご承知のとおりやりましたけれども、希望を出してきた数はそんなに多くなかったように記憶しておりますけども、でもやはりやろうということで、今年度またその希望を聞こうじゃないかということで今準備を進めているところであります。

また再任用の話がありました。ご承知のとおり、氷川町も社会人枠での採用を、去年、おとしその前かな、もう4、5年になりますかね、から始めておりまして、そこにあえて、この町をやめた人が受けられないということはありませんので、その社会人枠という枠の中ですね、大いに募集をして、来ていただきまして、そしてまたご縁がありましたら、しっかり働いていただくということでいいかなと思っておりまして、あえてやめた職員にどうですかということじゃなくて、社会人枠という中で、どんどん応募してきていただければいいと思いますし、私どものほうから転職、先ほど話がありました、別の自治体に移った職員もおります。

また、他の自治体からうちに来ている職員もおります。これはもう今そういった時代なんだろうなというふうに思っておりますし、先ほど途中での希望ですね、聞いた時どうするかって話ありました。

早めにご相談していただければ、逆に言いますと次の採用にも反映できる場所があるんですけども、次の仕事をお決まりになって、もう年度末になったりと

か、年が明けて2月3月にやめまうと言われた時には、もう手の打ちようがございせん。そういったケースもこれまでたくさんありました。

そこはやはり、人としての社会人としてのルールがあるのかなという思いでございまして、こういったところを上司にはっきり、言って、ここは受験しております。

もしよかったらそちらに行きたいと思っておりますという情報があれば、それを加味した職員採用ができるんですけれども、もう決まってしまった後にどうにもならない時に言われてもというのが、先ほど言いました数が多くなってる1つの要因でありますし、現場が今非常に他の職員が苦勞するところもあるのかなと思っております、そういったやっぱり社会的なルールというか、モラルというか、そういったものもお互いに持っていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 引き続いてなんですが、今のお話も、これは広報誌のコピー取ってきたんですが、民間企業の職務経験者ということで1人、35歳未満の人を、あと大卒の1名ということなんですが、これも関連してなんですけれども、こういったことで近年、早期退職が出るということで今、職員の定数条例は138です。

これに対して、9名割ってて129名です。

これに、会計年度職員が69名、任期付などの職員が4名で202人です。

これは今の時代ですから男性職員も育児休業を取得するっていう時代でもありますから、ここをですね、今回は、来年度の採用としては、1・1なんです、少しやっぱりこういった9名枠があるし、先ほど言いましたように、具合が悪くなったり、育児休業を取ったり、男性職員もとる時代ですから、少しこういった138名の定数条例内で採用するとかそういった見直しの採用、職員採用計画の見直しっていう必要があるのではなかろうかと思うんですが、その辺町長どうですか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 現在、採用ご案内していますのは大学卒業者の採用でございまして、それは1名1名でございます。

今後また次が高校卒業程度の試験をまた行います。

そちらのほうでもまた、2名2名ぐらいの予定で採用を予定しております、先ほど言いました、やっぱり不足してる職員の数はきちんと埋めていかなくちゃ

なりません。

プラス、今おっしゃいましたとおり、育休、産休それぞれがとれる環境をつくっておりますので、そういったところにもすぐ対応できるような、少しある程度余裕を持った職員の配置というのは必要かなというふうに思っているとこであります、その辺りしっかり今後の定員管理に生かしていきたいと思っております。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） これは町のホームページに掲げてあります行政職の給料表をもとにした職員の数とか載ってるわけなんですけど、ここの割合で言いますと主事1級2級の人たちが大体40パーセントぐらいで、課長補佐が9.5、課長が10.3っていう割合になってます。

ちょっと言いたいのは早期退職された時に、こういった肝心に肝心っていったらいかんですが、その参事・係長クラスとかが抜けることによって若手の主事級の人たちが、上がった段階で、何ですかね、そういった経験を積んでいる人たちが抜けることによって、年齢階層別っていうところが結構大きく崩れてくると思うんですね。

ですから、そういったところも加味しながら、職員採用計画というのは見直しをすべきかなというふうには思っております。

そのところはぜひ町長検討していただけたらというふうに思います。

それとですね、実は、昔、退職手当組合というのがありました。

ここに、今、県の市町村総合事務組合というところが、そこまとめてやっておりますけど県内の41市町村、24一部組合後、広域連合がそこに加入しております。

そこがですね、これは自治体の判断なわけなんですけど、早期退職したいというところでちょっと逆行する話になるかもしれませんが、この早期退職募集制度というのを氷川町はやっておりますか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 現在の氷川町のほうで早期退職募集制度というのは実施をしております。

ただ本年度につきましては、職員の退職者が多かったという状況もございましたので、本年度に関しては実施を取りやめております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） とすると、ちょっと氷川町がこれに加入し、この制度でやっておりますかというのは、ここの担当の人には電話で聞かなかったんですが、ずっと

毎年やっている自治体と全くやってない自治体があるそうです。

これは昔の勧奨制度ですから、25年以上勤務して45歳以上の職員の場合は、1年当たり3パーセントの退職金が加算される仕組みなんですけど、とすると、年によって、その制度をどう活用する制度と活用しない制度、それはもう当初で決めるっていうわけですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 毎年度そういった希望があるかというのを年度当初で募集をかけております。

ここ数年、募集をかけてはいるんですけど、昨年度まで、令和5年、6年、7年度を見ましても、募集をかけました。

大体2人ぐらいの規模ところとしてはいるんですが実際の申込みというのはあっていない状況でございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 先ほどの話しましたように年齢階層的なこともありますので、そういった昔の勧奨とかそういうのもあってですね、ここは職員の階層的なことも考えた上での制度を実施するというようなことになるかもしれませんが、真ん中があいてしまうとかそういったことがないような形で考えなければならぬというふうに思いますので、その配慮はどうぞよろしくお願いしたいと思います次にこの病気療養職員の対策についてお願いします。

こちらのほうは先ほどのメンタルケアがどれだけやっておられるかというのが、ちょっとお伺いしたいところなんですけど、ここは多分、今、この名刺大のものがトイレに落ちてました。

これはあなたの心につながりたい人がいる、役場相談先の一覧ということで、総務課と福祉課と健康センターというのがありましたが、これは自殺だけを考えてところでの窓口ですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） トイレに置いてある名刺ですかね、そちらにつきましては、町民課のほうで作成をされて自殺対策等の一環で置かれているものになります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） これは自殺対策なんでしょうけれども、こういった職員の中でも、このメンタルケアが必要と思われるような職員については、相談の窓口を設けてもらったりすることが大事かなというふうに思うわけなんですけど、これは

1つは、これも私たちは多分初めてなんですが、課長が2人、病気療養中ということなんですが、仕事の量もあるんでしょうけれども、職場復帰するということで、何とかこのところはですね、本人と聞きながら進めていかなければならないところなんですが、今、もう既にひょっとすると、SOSを出している職員がいるかもしれませんので、ここは、例えば課長会議の中で、頻繁に様子を聞くとか、そういったのが必要かなというふうに思うわけでございます。

そこのところも、メンタルケアのほうでも、十分な対策が必要と思われますので、どうぞご配慮頂きたいと思います。

これも1項目めのところで、これせっかくですね、氷川町のために頑張ろうという意気込みで入庁したと思いますので、せっかく職員が経験積んでも、途中で退職してもらったならば、これは町の大きな財産の損失になります。やむを得ない場合は別なんでしょうけれども、何とか氷川町のために頑張ってもらいたいというふうに思いますので、そこの下支えとか、相談窓口の活性化とか、そういったことで対応をよろしく願いしまして1項目を終わりたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 次に、質問事項2、氷川町財政改革について（ア）（イ）（ウ）一括して答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは（ア）（イ）につきまして一括してお答えいたします。

まず（ア）につきましては、氷川町行政改革実施計画に基づきまして、令和7年度の主な取組内容をご説明させていただきます。

まず、安定的な財政運営のための財源確保という観点から、ふるさと納税の推進を掲げております。

寄附実績としましては、10億1,777万7,000円ということで、件数としまして6万4,668件の寄附を頂いております。寄附額の半分は、各種事業に充当されているところでございます。

また、公共工事における一般財源の縮減という点におきましては、過疎債を積極的に活用することで、7,954万円の削減効果を得ているところでございます。

消防団員の定数削減におきましては、640人から480人定数を改定したことで、年間612万円の削減効果となっております。

また、学校給食の共同調理場への完全移行につきましては、光熱水費や各種検査費、衛生管理費などで、年間159万円削減され中長期的な点から見ますと、具体的な数字はございませんけれども、衛生管理基準に対応した施設の改修や、

機械機器の更新にかかる経費というのが大幅に削減をされているところでございます。

次に（イ）につきましてお答えいたします。（イ）につきましては、具体的な削減額の見通しにつきましては、お示しできませんけれども、（ア）でも述べましたようにふるさと納税の推進、それから、国県補助金や過疎債などの積極的な活用、それと行政区活性化交付金制度の見直し、普通財産、これは土地になりますが、そういったものの売却促進、町税の収納率向上などに取り組むこととしております。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） もうあと10分しかありませんので、ちょっとかいつまんで端折って進めたいと思いますが、これも実は、去年の選挙運動の際に、町民の方お2人から氷川町の財政は大丈夫ですかと言われました。

ユーチューブで今流れてますよ、これもう1回、平副町長時代での話でもあるんですけれどもですね。

これは、日本地理おもしろ特捜部というところに載ってますよということで見ました。

そしたら熊本県内のリッチな自治体とか、財政が厳しい病院とかそういったのがあって、熊本県で悲惨な貧乏な市町村ランキングというのがありました。

ここで、コメントとしては財政再建団体になってもおかしくないレベルだと。これは偏差値で示されてて、財政力指数、財政余裕を示す経常収支比率、借金返済の実施少し比率っていう出し方ですということがあってまして、貧乏ランキングの3位が五木村、1位が南阿蘇村、氷川町は2位でした。

こういったことだったものですから、先日の操法大会の日にですね、氷川町は貧乏になってしまったから、職員は辞めさせよらすという驚きの町民の声もありました。

これは、決算認定の時にちょっとお話をしましたけども、令和5年度が経常収支比率が99.9から、93.4と6.5、落ちましたので、こういったネット情報というのはもう、多分、ランキングの中には入ってこないと思うわけなんですけれども、ここのところではですね、意味合いからすると、経常収支比率とは自由に使えるお金が氷川町にないということで、そういったランキングが低くなったと思うわけなんですけれども、このネット情報に一喜一憂しても仕方ありませんが、下水道事業が引っ越したということでこの種比率が93.4ということ、ここの点は、企画財政課長その辺のところは、どうですか。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 西尾議員の質疑についてお答えします。

本町の経常収支比率につきましては、令和5年度の99.5パーセントから令和6年度には93.4パーセントへと、6.5ポイントの改善が見られました。

議員ご指摘のとおり、この数値の改善につきましては、3月議会でもご説明申し上げましたとおり、下水道事業において、事業の性質を精査し、これまでの下水道事業への補助金のうち、経常的経費として計上していた法定外の補助金分などについて、精査し経費区分を見直したことによるものが主な要因となっております。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 高齢者の人たちがネットを見る人たちが、こういったのを見てですね、今後大丈夫ですかと。特に高齢者の人たちが、の声がそういった声でございました。

氷川町としては、この総合振興計画というのを基にして、ハード面でのさじ加減というのは難しいと思うんですけども、行財政改革にきちんと取り組んで頂いて、必要な事業のほうに邁進して行ってもらいたいと思います。

最後に町長コメントをお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ネットでのそういった情報が出たことは非常に残念でございますし、1つの数字だけをつかんで、そういった表現をして、何かこう煽るような、非常に残念でなりません。

議会の皆さん方には、毎年きちんとその情報、また町民の皆さん方にも、財政状況は全部オープンにしておりますので、しっかりその数字を精査されれば、分かる話なんですけども、なかなかこうネットでぼんと上がりますと、みんな心配されるということでございまして、ぜひ議員の皆さん方は、しっかり毎年報告しておりますので、そのことをきちんと町民の皆さん方に、それぞれにまたそういったお尋ねがありましたときには、伝えていただきたいというふうに思いますし、私たちもこれまで以上に、そういった情報をきちんと、発信していきたいというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦賢治君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

14時10分まで暫時休憩いたします。

-----○-----

午後 1時55分

午後 2時08分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、小佐井めぐみ君の発言を許します。

○1番（小佐井めぐみ君） 皆さんこんにちは。

1番議員、小佐井めぐみです。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、2項目について質問いたします。

先日、議員定数と報酬に関する調査特別委員会が設置され、住民の皆さまの声を伺う中で、議会への要望だけでなく、地域の安全や将来に対する不安の声も多く寄せられました。

また、昨年度末に開催された地区の総会には、立神地区をはじめ、数か所の総会にも参加させていただきましたが、地域ごとに異なる課題がある一方で、安心して暮らし続けたい、地域の歴史や文化を次世代へ残したいという共通した思いを強く感じました。

人口減少や高齢化が進む中、地域住民の努力だけで、歴史文化資源や地域コミュニティを維持していくことには、今後ますます限界も出てくるものと思われます。

一方で、現在国においても、歴史資源を生かした地域づくりや景観形成の支援が進められております。

本町においても、住民の努力だけに依存しない持続可能な仕組みづくりを検討する重要な時期ではないかと感じています。

また、本町では、現在、次期総合市振興計画策定に向けた準備も進められていると思います。

だからこそ、今、将来を見据えたまちづくりの方向性を考える中で、地域の安全情報共有、そして歴史文化資源の継承について、行政としてどのように取り組んでいくのかを伺いたいと思います。

特に、地域では既に積み立てや安全対策など、住民による努力も続けられています。

その努力を今後どのように、持続可能な形へつなげていくのか。

また、将来を見据えたまちづくりの中で、地域の安全情報共有、歴史文化資源の継承について、行政としてどのように取り組んでいくのか。

本日はその点について質問したいと思います。

まず1項目め、住民の声に寄り添う行政対応と安全な土地利用ルールの構築について、毎年各地区から出されている地区要望について、現在の行政処理のプロセスと進捗率を伺います。

また、住民から情報が見えないという声がありますが、進捗が見える化し、積極的に情報発信を行うという考えはありますか。

独自調査の住民アンケートでは、ヒート123跡地の事業実態の不透明さや、交通安全への懸念が強く訴えられています。

現在の事業者と事業内容について伺います。

また、町は事業内容をどの時点で把握し、住民の不安払拭に向けてどのような対応をとられてきましたか。時系列での説明をお願いいたします。

旧宮原地区のみが対象となっている現在のまちづくり条例を、全町に拡大し、跡地利用における事前届出や安全基準の義務化を図ることで、竜北地区と宮原地区との安全とルールの格差を是正する考えはありますか。

そして2項目め、地域資源の持続可能な継承と歴史まちづくり法の認定に向けた提案について、本町の総合振興計画、地区別計画、立神地区の中には、熊野座神社など、歴史的資源及びその周辺の環境整備（拝殿の改修）は協働の取組とされています。

多額の積み立てと、住民の自助努力のみに依存した現状は限界ではないでしょうか。

協働の取り組みとして、行政の具体的な役割分担とは何かを伺います。

山鹿市等の先駆的事例に学び、本町の歴史的資産を核とした歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を目指す考えはありますか。

国の認定を受ければ、国の強力な財政支援を背景に、歴史的資産を核とした町全体の整備が可能になりますが、本町もこの法を活用し、公助の仕組みを抜本的に強化する考えはありますか。以上2項目となります。

執行部の皆さまにおかれましては、本町の未来への責任を共有するパートナーとして真摯で前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、住民の声に寄り添う行政対応と安全な土地利用ルールの構築について、（ア）の答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 質問事項１、（ア）についてお答えいたします。

地区要望につきましては、毎年４月の区長会議で説明を行っておりますけれども、各地区の総会において総意のあったものを対象として、要望を頂いております。

令和２年度から、１地区当たり、短期中長期合わせまして３件までの要望を上げていただいております。各地区に２名配置しております地区担当職員が各地区に出向きまして、区長様の立会いのもと要望の内容を確認し、要望書の作成を支援しているところでございます。

要望頂いた内容に応じて担当課で回答書を作成し、８月の区長会議で、その対応内容についての回答をお返ししております。

区長様には、この資料をもって区の総会などで地区住民の方々へ報告頂くよう、お願いしているところでございます。

また、実施可能な要望事業につきましては、補正による予算措置を行いまして随時対応しております。

要望の中には、多額の予算を伴うもので、財政面から計画的な推進が必要なもののや、要望事業を実施する上で、阻害要因などがあり、進められないものなどがあるため、全ての要望の実施には至っておりませんが、平成２７年から令和７年度までの事業の状況を見ていきますと、概ね８割の要望には対応できているという状況でございます。

また、進捗の見える化につきましては、地区の要望を作成される際に、過去に要望したものの、再要望は行わないようお願いを現在しております。

そういったことから、未実施のものについての確認がしにくいという点についての対応方法ではないかと思われます。

これまでに１度、平成２７年度からの要望内容と回答を取りまとめたものを区長様に資料として配布した経緯がございますので、同様の資料を作成しまして、配布することで見える化につなげていきたいと考えております。以上で答弁終わります。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○１番（小佐井めぐみ君） ８割対応できているということでだいぶ町民の方からの意見に対しての対応を実施していただけてるんだなというのを今数字ではっきりお聞きして、助かるなと思ったところなんですけど、多分残りの２割に関してが、見えてないことでのご不満が多分町民の方から出ているかなという印象を同時に受けました。

計画的に進めなければいけないもの、多額の予算があることに関してなどは、なかなか早急な対応にもならないと思いますし、この区長会への返答自体が8月ということなので、例えば去年の豪雨災害が8月にありましたので、この間あった町政懇談会の中でもそういう意見ありましたけど、8月のそういう時期を迎える前に実施していただきたい。

要望に関してはどうするんだっていう町民の方からの声もあったりはしましたので、今、区長さんに向けて資料を過去に配布したものがあるといふのを、今後配布できればということでお伺いしたんですけど、これはどういう形で配布の予定になりますか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 先ほど言いましたように平成27年度からのずっと積み上げのデータがございますので、今、最新で令和8年度はまだ反映できてないんですが、令和7年度までの要望それとそれに対する回答というのを取りまとめておりますので、それに毎年毎年の要望、それとその回答を積み上げていった資料というものを、区長様のほうに配布したいと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 私も氷川町に住んで10年以上になるんですけども、あまりこれまで、恥ずかしいながら町政に関して興味を持って暮らしてきたほうではないんですが、そういう一覧的なものを目にしたことがないという記憶なので、区長さんのほうには配布があつてということなので、ぜひ区長さんから、その地区の住民の皆さんへの周知を再度強化するようにお願いしていただくっていうのを、町のほうからも声を区長さん方にかけていただければと思いますが、各地区回覧版とかが回る機会があると思うので、もうちょっと、用紙の枚数は分かりませんが、そこには挟めるような量であれば、そこに挟んで、地区の人が一覧を直接目に見ることができるような機会とか、そういうふうなことを、行政からも区長さん方へお願いしていただくということを、もう1回強化していただければありがたいかなと思います。

この（ア）に関しては以上です。次、（イ）をお願いします。

○議長（三浦賢治君） 次に、（イ）の答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは（イ）についてお答えいたします。

ヒート123の跡地には、会社名パソコンリユース株式会社という企業が現在入っております。

主に鉄、非鉄金属スクラップ、それから中古自転車、家電製品、パソコン、農機具など、再利用できるものを買い取って、国内での販売や海外への輸出を行っている会社と認識しております。

同社のホームページでも紹介されておりますけれども、会社の目的としましては、ごみの量を減らし、資源の節約、環境負荷の低減に取り組むこととされておられます。

現在熊本市南区富合町の本店、それから宇土支店、そして、今回の氷川支店での営業を行っておられるところです。

これまでの経緯ということで、時系列でご説明いたしますと、町のほうでは令和8年1月15日に、氷川支店の準備期間中になりますけれども、町民課におきまして業者の社長と面会し、事業内容などの説明を受け、廃棄物処理法などの点から営業上問題のある業者ではないということの確認を一旦しております。

この点におきましては、県の循環社会推進課におきましても、令和8年3月に氷川支店での現地確認というのを行っておられまして、町と同様に、法的な問題はないということで確認をされておられます。

令和8年2月17日に、北鹿野、南鹿野、中網道、東網道、西網道、沖塘、若洲、鹿島の区長様の連名で、このヒート123パチンコ施設跡地への企業進出に關しまして、6項目の説明、それと確認事項への回答を求める要望書というものが、町へ提出されております。

そのため、同年の3月5日になりますけれども町のほうから、パソコンリース株式会社に対しまして、地元区長からの要望書への回答について対応頂くよう依頼を行っております。

その後同年の3月16日に、パソコンリース株式会社側から回答書が送付されてきたため、3月17日に行いました区長会議後に、その要望書を提出された関係区長様に残っていただきまして、回答書の内容をご確認頂いたところです。

その回答書の中で、工事設立の目的、それから取扱いされている品目、営業時間、工場の管理責任者の常駐の有無、それと出入口の施錠、交通面での安全確保のための誘導員の配置、工場内の排水や雨水排水への対応、それと住民説明会の開催協力について、会社のほうから回答が得られております。

その内容につきましてご説明し、その場で区長様のほうから意見がないということでしたので、現状としてはそこで終了しているというところになります。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1 番（小佐井めぐみ君） 丁寧なご返答ありがとうございました。

周りは、田んぼや畑などがありますので地域の人からは、排水が農作物に影響が出てくるんじゃないかっていうのを心配されている声とかも聞きますし、交通の面でも、通学路になってますので子どもたちへの通学への影響とか、また景観とかですね、あとは自然発火による火災とか、その辺りを心配されていらっしゃる声をお聞きしています。

この件に関して地域の周りの該当地区の方には直接説明があっているということですが、それ以外の地区に関しては、噂でしか届いてないレベルで、私も実際直接聞いたわけではないので、噂での情報でまず最初にこの事事実を知ったっていう感じになるんですけど。

この住民に対して正確な情報が見えてないということが1番不安なことにつながっているのかなあとと思いますので、今回そういう意味でも、今、ここで取上げているっていうことになるんですけど、この件を心配した時に、土地が今リユース株式会社なんですけど、元はパチンコの店舗として使われていた跡地になります。

宮原のほうにも同じようにパチンコに使われていた建物が今跡地としてそのまま残っているっていう状況がありまして、例えば、この今回の店舗は3店舗目、この会社でいうと3店舗目だそうなんですけど、そこの氷川での状況がうまくいって、ほかに、近場でもう少し店舗を拡大したいなと会社が思われた時に、宮原のほう候補に上がるのは不自然ではないのかなという感じもしましたので、その当時、別の件で町長とお話しすることがありまして、そういうことを宮原に住んでる者としては心配していますということをお伝えしたところ、宮原のほうはまちづくり条例があるから、簡単にはそうやって企業がポンと入ってくるということは、そんなに心配はしなくても大丈夫なんですけど、今竜北のほうにはそれが実際ないのでという話を、なかなかそれを竜北のほうに、今ある条例を拡大するのはなかなかちょっと難しいというお話を、以前お聞きしたことがあります。

その情報をなかなか皆さんがしっかり把握できないというのが、今回つながっていますし、実際富合のほうの、その事業所の近くに住んでいる方から聞いた話なんですけど、火災がやっぱ1年の間に何回か自然発火で、起きているというのをお聞きしたのもあります。

その事業所でのことなのか、はっきりした内容ではないかもしれないんですけど、そういうのを聞いたりはいいたしました。

今回の件に関してこうやって周りから不安が起き、住民からの不安の声が出た

っていうことに関して、今現在の現行の行政のルール制度とか規制、仕組みに対して、何かこういうものがあればよかったのかなという不足とか、今後の不安मितいなことを、この件に関して感じられたものが、あれば教えていただきたいんですけど。

ちょっと難しい聞き方なんですけど、今回の件が起きたことに関して、行政の仕組みにちょっと不足があったなあとか、早く、もう少し情報をキャッチできれば、住民に不安が広がらなかったのではないかなとかですね、その辺の今後の課題っていうんですかね、そういうものを今回の件に関して何かお気づきされた点があれば教えていただきたいと思いますのですが、どなたに聞けば。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今回の件に関しまして申し上げますと、あくまで1企業が立地されたということで、特に法的に何かに抵触しているとか、そういったものがない限りは行政側として、あまり立ち入ることはできない部分になります。

今回も、この件に関しましては地元からのお声が上がったということがありましたので、その間をつないだということにはしておりますけれども、本来1企業に対しての関わりが余り持てないというところだろうと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） なかなか新しく企業が入られたところに何も悪いことはしてないのに、行政から声をかけるってのはなかなか難しいのかなと思うんですけど。

今現在こういう類似の廃棄物などを屋外に保管するような業者、小さいなりあると思うんですけど、町内に同様の施設やそういう場所があるのかどうか把握されているものはありますか。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 今のお答えになりますけれども、今使われてますそのヒー ト123の形でのスクラップヤードみたいな形になるのは、そこしかこちらでは把握はしておりません。

今おっしゃったように、先ほど総務課長が申し上げましたけれども、町としてのそういった権限はございませんので、そこまでの規制はできないんですけれども、現在国会でも廃棄物処理法の一部改正の見直しを協議されているところでございまして、今国会でその法律も制定されるというところでの見込みはございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 現状のほうは今、ご答弁頂いた内容でよく把握できたと思いますので、（イ）の質問を閉じたいと思います。（ウ）にお願いします。

○議長（三浦賢治君） 次に、ウの答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項1（ウ）につきましてお答えいたします。

氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例は、町民主役のまちづくりの基本的事項を定めるとともに、秩序ある町土の利用を図ることを目的に、平成15年1月に制定され、合併後も継承している条例になります。

この条例は、一定規模以上の開発や建築行為が町の計画や町民生活の住環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、町、町民、土地の所有者及び事業者が協議しながら、良好な環境を形成していくルールを定めています。

この条例の対象となる開発建築行為につきましては、500平米以上や土石の採取で高さが1.5メートルを超える切土や盛土での土地の区画形質の変更、高さが10メートル以上または3階建て以上となる建物や建築面積が200平米以上となるものなどで、一般住宅は対象外となっているところです。

また、宮原地区をエリアごとにゾーニングし、ゾーニングごとに開発建築行為ができるか、できないかなど、できる場合は、高さや屋根の形状など基準を設けています。

手続につきましては事業者から事前協議、対象であれば、近隣住民への説明会などを開催し、住民と事業者がお互い了解の上、事業を進めていくこととなります。

これまで40件ほど対象となりましたが、事業者も住民の意向を十分理解頂き着工されてきており、協議できなかった事例はございません。

ただこの条例があることで事業者が手続の煩雑さにより、宮原地区への開発や建築を断念した事例もありアパートなどが増えない理由の一つも考えられます。

なおこの条例には、条例の検討及び見直しとして、第41条に、氷川町にふさわしいものであり続けているかなどを検討するものとする旨が記載がございます。

条例制定から20年を超え町内の情勢等も変化しており、事業所等も進出しにくい課題もありますので、まちづくり条例の必要性も含めて、今後検討していきたいと思います。以上答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） これまでうまくこの条例が機能して宮原の景観が保たれ

てきたんだなと思うんですけども、今言われた条例の検討及び見直しというところに、町長はこの条例の施行、5年を超えない期間ごとにこの条例が氷川町にふさわしいものであり続けているかどうかを検討するものとするとしてあり、次の2項目めに、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとするとしてあります。

今、氷川町は20年、合併後経っているので、その間に5年換算すると4回ぐらい検討されたことがあるのかなあと思うんですけど、今回のヒート123の事業者が突然町内に事業所として設置されたことによって周りの住民の人たちに不安を一気に与えてしまったというこの経過とかですね、そういうこととか今後、いろんな業者が入ってくる可能性もありますし、さっき課長の答弁の中でありましたけどアパートの業者とかがなかなか増えにくい、この条例があるおかげで、煩雑化して、手続が煩雑化してなかなかそういうことの、発展を妨げかねないようなことも、過去にあったようなことで言われていますので、この今の20年を迎え21年目の氷川町をこれから進めるに当たって、このまちづくり条例というものを、今の状況、時代に合ったものに変えていく必要があるのではないかなと思うんですが、その点に関して町長のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） まちづくり条例は、合併前の宮原町の時代からあった条例でありまして、それを引き継いで氷川町でも、そのまま名前が変わって氷川町となっただけであります。

そのエリアというのも宮原地区に限られているわけございまして、今、先ほど課長が申し上げましたとおり、この条例の目指すものは何なのかというのが1番大切なところでありまして、先ほど景観云々、その辺りお話ありました。

その部分では、一応の成果があったんだろうと。

逆にこの条例があるおかげで、なかなか進出しがたい業者さんもいらっしやっただろうということでございまして、いい機会だろうと思っておりまして、条例はこの議会で大いに議論すべきものでありまして、この条例が本当に今のままでいいのか、必要なのか、必要でないのか、そういったものを含めて、やはり議論する必要があるのかなというふうに思っております。

条例で全てを解決できるものではないと思っておりまして、一長一短ある条例もたくさんあると思っております。

そういったものはやはり、その時代、時代に合った条例の制定見直しというのは必要かなというふうに思っております、大いにこの機会に、この条例につき

ましても、みんなで議論していいと思っておりますので、どうぞ今後とも、この必要性、あるいはその内容でいいのかということも含めて、大いに議論をしてまいりましょう。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） とても前向きなご答弁頂き、未来が少しこう、明るくなるかなと思いました。

この条例に関して、先ほどもちょっと申し上げたんですけど、町長とお話した時は、今の現状のまちづくり条例をそのまま竜北に広げるっていうのは、ちょっと難しい、適応しにくいところが多分あると思うので、竜北は竜北の土地柄があり、宮原は商業の街であるのでそれにふさわしいような、今の時代に合うような形で、新しいものを作っていただけると、町民の皆さまも安心するのかなと思います。

それとあわせて、やはり農業農地が近くにあるということで、水質に関する汚染への影響を懸念されることとか、火事が発生したりするのではないかというそういうものもあります。

実際に再生資源物というのが有価物で取引されていて、産業廃棄物処理法ですかね、産業廃棄物処理法の規制対象となる廃棄物っていうのには該当しないそうなので、その点に関して、2021年に千葉県が全国で初となる千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例というのを、設置されました。

これを施行されて、9割の事業者が保管基準を遵守されている中、やはり火災が継続的に発生したという事例がありまして、更に、2025年の4月に、その発生と延焼リスクの軽減を目的として、条例の施行規則の改正をされています。

その中には、単純に火災だけじゃなくて、騒音振動など近隣住民の生活に支障を来すものに関するとか、ネズミの生息やハエ・蚊の発生を防止することなど、あと300メートル以内の居住者に対する説明会の開催が義務づけられていることなどが盛り込まれていて、同じようにこれを受けて、全国でも、こういう屋外保管に関する条例をつくってきている土地、自治体が、さいたま市とか茨城県とか山梨県とか、広がってきております。

九州にはあるのかなということで、ちょっと調べたら、2026年、今年度です、ね4月1日に、阿蘇市再生資源物の屋外保管に関する条例というものが施行されておりまして、確認したところ、3月議会で承認されたものだそうです。

この背景についてもちょっと阿蘇市のほうにお伺いしたんですけども、実際に何かこう、迷惑行為とか火災などが発生したから設置したのではなく、住民や

議員から、今後そういう行為が発生した場合に備えて条例が必要ではないかっていう声があり、条例制定に至ったそうです。

阿蘇市はニュースとかでもよくあると思うんですけど、太陽光パネルが阿蘇の山に敷き詰められてるっていうニュースを聞いたりしますけど、そのF I Tの終了に伴う太陽光パネルの大量廃棄も今後見込まれておりますし、町内でもそういう太陽光パネルが設置されているか所、数か所私も見たことあるんですけど、実際それをどなたが設置されているかは分かりませんが、そういうものも今後増えてくるということを考えると、今回の事業者が入ってきたことをきっかけとするとなるんですが、何かが起きてから対処するっていうのではなくて、先に起きる前に、阿蘇市のように、手を打っておくべきではないかなというふうにも思うんですけど、まちづくり条例に代わるものとは別に、こういう地域住民の安全な暮らしに支障がないような、それを防ぐための条例だとか、氷川町再生資源物の屋外保管に関する条例みたいなものを、氷川町独自でも、制定されることをお願いしたいと思うんですけど、これについてもご答弁をお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） そのような条例を設置されてつくられているという情報は知っておりますし、その必要性を、先ほど言いました、わざわざ別の条例つくのか、今のまちづくり条例の中でそういったものを謳い込んでいくのか、そういったものも含めて検討すべきかなと思っておりまして、条例が3つも4つもある必要ありません。

そのまちづくり条例でカバーできるならばそれはそれとして、いいのかなと思っております。

その前で、先ほど課長が申し上げましたとおり、今国会でその議論がされておりますし、いわゆる許可制を導入しようということで、法律をつくっていくという今議論がありますので、まずはその法律がどういったものができるのか、それを受けて、私たちが補完すべきところがあれば条例で補完していくというような考え方のほうがいいのかなと思っておりまして、拙速に今すぐつくっていくことよりも、そういった法律の流れ、あるいはその状況を見ながら、今の条例も含めたところでカバーできればそれはそれでいいのかなと思っておりますので、どうぞ今後ともしっかりとまた議論を深めてまいりましょう。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 国の動向も確認しながら、スムーズに氷川町としても、ぜひ対応していただければと思いますし、議会のほうでもこの条例の必要性につ

いて、また検討していきたいなと思いますので、今後とも、こちらのほうの議論をよろしくお願いいたします。

以上で（ウ）の項目を閉めさせていただきます。

○議長（三浦賢治君） 次に、質問事項２、地域資源の持続可能な継承と歴史まちづくり法の認定に向けた提案について、（ア）の答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項２（ア）につきましてお答えいたします。

氷川町行政区活動活性化交付金の項目の中に、総合振興計画、地区別計画の実践活動があります。

地区ごとにそれぞれの将来目標、その目標を実現するための取組方針や取組を具体的に記載し、その取組を行うに当たり、住民、協働、行政と役割分担しています。

住民につきましては、住民が中心となって取組、協働は住民と行政が協力し合って取組ます、行政は町が中心となって取組ますという内容でこの役割分担が住民、または協働となっている取組に関する事業が交付金の対象となっているところです。

お尋ねの立神地区の地区別計画に、地区の歴史、文化、伝統を次世代に継承するという目標で、熊野座神社など、歴史的資源及びその周辺の環境整備、拝殿の改修という取組があります。

これまで立神地区では具体的な取組として、熊野座神社の秋祭りや境内にあります看板の作成など、熊野座神社を拠点とした地区の皆さんが交流するような内容に交付金を活用され、拝殿の改修につきましては、町の交付金は使用できませんので、地区での積み立てや寄附を募って改修されました。

他の地区でも、地区にある神社や天満宮を大切にしていこうと、地区別計画に取組として記載がありますが、神社や天満宮本体などへの交付金の活用は認めていません。神社や天満宮を拠点とした地区住民の交流活動に活用されているところです。

協働につきましては、全てを協働で取り組むということではなく、住民と行政がそれぞれできるところを担って取り組むこととしています。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○１番（小佐井めぐみ君） この質問を今回出した背景に、熊野座神社の改修を、立神地区で１０年、積み立てを立てて、昨年秋に無事に改築されたっていう経緯が

あるんですけど、そのあと8月の豪雨の後に、鳥居のつぎい、横木にひびが入っているものが見つかりました。

10年間の積み立てで、総額1,700万以上のお金を、地区の努力と、あとは実行委員の皆さんが、町外出身者の方に寄附を募ったりとかで、いろんなことをお願いされた中で、やっとの思いで、自分たちの力だけで建て替えができたという経緯がある中、立て続けに鳥居の改修の必要性が今出てきております。

タブレットのほうに写真が回ってきたと思うんですけど、1枚目の写真で、これは改修が必要になった当時の、立神熊野座神社の鳥居ですね、鳥居の奥のほうに見える拝殿は建て替えた後のものなので、きれいなものになっておりますが、その手前にある鳥居がですね、縦の柱2本、右側のものがよく見るとちょっとこう左に倒れているのが分かると思います。

この横木の縦の柱の内側部分になるんですが、そこにひび割れが見つかりまして、そのままにしておくと、間から石が落ちてくる可能性があるという状態でしたので、地区のほうで安全性を確保するために、取りあえず下に沿えぎを2本、縦の柱の内側に2本立ててあると思うんですけど、横木が下にすんと落ちてこないように支えをして、通り抜けもできないように、こういう規制線を張ってるという状態で、昨年度末の地区総会を迎えました。

この時もこの建て替えをどうするかということが話題になったんですけど、地区の方も、立神地区は高齢化率が55.8パーセントという氷川町の41.3パーセントを大きく上回る高齢の土地で、その中でまた更に積み立てをするのもかなり大変だということと、この間拝殿を改築したばかりでその残金がほぼ残っていないという状況で、当時と同じように、年に5,000円ずつを住民で積み立てをしたとするならば、例えば同じような石材で部分的に横木のみを改修した場合、180万円かかるという見積りが出ています。

この場合、地区で頑張って積み立てをするとすると、5年かかります。

総建て替えも同じ石材で全部建て替えてなった場合は、240万円かかりまして、約6年の改修まで、期間が必要になるということになります。材質を安く仕上げるという意味で、木材に変えた場合、150万円ぐらいの見積りがありますので、その場合にしても、今から積み立てたとしても、4年ぐらいかかるということになります。

こんなに長くこの状態にしておいて大丈夫なのかという声がありましたので、取りあえず積み立てを今後どうするかというのは別にして、一旦、安全を確保するために、横ぎを撤去するという選択を地区のほうでとりました。

その写真が2枚目になるんですが、横ぎを撤去して、今脇のほうに撤去したものは置いてあります。今、縦の2本のみの状態になっているんですが、こっから先をどうするかということで、これからの区長さんたち、区会でも話が出てるんですけど、住民にアンケートをとって材質をどうしていくかとか、どの規模で改修するかとか、そういうことを今後話し合っていかなければいけないんですけども、これと同時に河原地区、法道寺かな、のほうの総会に参加したときも同じように、神社の踊り場って言うんですか、周りのところが腐食して改築が、改修が必要だという話題が同じ時期に出ていました。そこに参加した時に、立神地区だけの問題ではなくて、これは今後、氷川町の地域全体に出てくる問題だなということ、私も感じたので、何かしらこの地域の住民たちの自助努力だけで、頑張ってくださいという、その姿勢をどうにか町のほうも何かできること協力するという立場をとっていただくためにいい方法がないかということで、いろいろ探した結果、全国でいろんな例があるということ、見つけたのでそれを実際に調べてきました。

後からちょっとそれを説明しますが、この地区別計画の中で、協働ということに、神社の拝殿というのが括弧書きして入れてある時点で、住民と一緒にやること等がここに書いてあるものかなと思いますので、さっきの答弁の中で、全てを一緒にするというよりは、住民ができることと、それから行政ができることを協働というとらえ方で記述がしてやるという答弁をされましたけど今後検討、地区別計画も検討されると思うので、その中では、もう、お互いが一緒に取り組むものだけを明記していただいて、紛らわしいような書き方ではなく、拝殿改修とは書いてあるけど、これは行政の立ち入る仕事ではないんだということを言われると何とも言い返しができないので、片方だけが負担する内容に限らず、両方が負担するようなものを明記していただくように、ちょっと今後策定されるものの中では、表現の仕方と表記の仕方を十分配慮していただきたいなと思います。

ここで（ア）の質問は閉じます。（イ）をお願いします。

○議長（三浦賢治君） 次に、（イ）の答弁を求めます。

生涯学習課長補佐、永田雄大君。

○生涯学習課長補佐（永田雄大君） 質問事項2、（イ）について、生涯学習課よりお答えします。

質問にありました、歴史的風致維持向上計画は、地域の歴史的な建造物と、そこで営まれる人々の生活や伝統行事などが一体となった良好な環境、歴史的風致を維持向上させ、後世に継承していくことを目的とした、通称歴史まちづくり法

である地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、市町村が策定するまちづくり計画であると認識しております。

本計画は、歴史的風致の維持に関する基本的な方針や町内で選定した国指定文化財等を核とした重点区域の設定、また、歴史的風致維持向上施設となる道路拠点施設、町並みなどの整備及び管理に関することなどを定めたまちづくり計画です。

本計画を策定し、認定を受けることで、国指定文化財の活用や都市公園事業及びまちなみ環境整備事業などへの国の交付金が活用できることも承知しておりますが、計画実行に伴う長期的かつ継続的な財政負担や町内の歴史的風致に関する詳細な基礎調査及び費用対効果など、慎重に進めるべき課題が多く存在しております。

したがって、現時点では、歴史的風致維持向上計画を策定する予定はございません。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 法律について説明頂いたとおりなんですけど、この法律の、ほかの法律と違うところは、建物だけじゃなくてその地域に営まれている活動とセットになってそれを今後残していくことを支援する、国が支援するという法律なんですけど、写真配付資料の3枚目、歴史まちづくり法の仕組みというところで、この歴史まちづくり法というのは、正式名称が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、略して歴史まちづくり法、歴まち法と呼ばれたりするんですけども、これが平成20年から施行されております。

簡単にこの図で説明すると、この法律に基づいて、自治体が歴史的風致維持向上計画というものを策定します。

この策定に当たって、①で地域の歴史的資源を見つけ見直したり、あとはそれをもとに、市町村が計画を作ります。

それを国が計画する認定、国に認定を受けて、その認定を受けた後、支援を受けながら、地域を元気に未来へつなげていくという流れになるんですけど、これは実際やっているのが1つの省ではなくて、3つの省庁で担当されております。国交省と農水省と文化庁の3省でされておまして、実際に、どこがこういうことをやっているのかなというのを調べました。

その中でちょっとですね、まず、全国的なところでちょっと幾つか紹介したいんですけど、この歴史まちづくり法について、ちょっとすみません話がちょっと戻りますけど、県内で指定を受けているところがありましたのでそこにちょっと

行ってきました。山鹿市になるんですけど。

次のページになりますが、この薬師堂というところがこの看板に書いてありますけど、平成28年6月8日に指定されて歴史的風致形成建造物として指定されておりまして、実際にこれも改修が行われております。

ほかにどういうことがされているかということ、その次の写真になりますが、この奥のほうに大宮神社という看板が見えると思うんですけど、ちょっと縦になってて分かりにくいんですが、鳥居があります。

ここが宮に入るまでの道になるんですけど、ここは山鹿灯籠を奉納するための神社になりまして、ここで一体何がされたかということ、道路をきれいに整備されたというのもあるんですけど、電柱の位置をよく見ていただきたいんですけど、電柱が道路ではなくて、私有地のほうに、づらされているのが分かるかと思います。

これは地中化するのではなくて、電柱を、民家の方にも協力していただいて私有地に電柱を移動することで、実質道路幅を確保するという、工事が行われた場所になります。

この改修に関しても、歴まち法の認定を受けたその中で、予算をもらいながら改修されたという道路になります。

そのほかに、次のページになりますが、豊前街道がありまして山鹿市には。

その中の町並みを石畳に整備、きれいに舗装されたりっていう、こういうところも歴史まちづくり法の一環で行われております。

最後になりますが、その街道沿いにある空き家とか空き店舗などの活用にも、歴史まちづくり法の計画の中に含まれていまして、ここの左の建物、白い建物なんですけど、前は美容室、パーマ屋さんだったらしいんですけど、現在は定食屋さんになっております。

私が行った時もちょうどお昼どきで平日だったんですけど、もう満席で入れませんでした。ていうぐらいの、平日だったのに、街道沿いには観光客の方がいらっしゃってて、賑わっているっていうような印象があったんですけど、これを氷川町に当てはめると、先ほど朝に答弁されたまちづくり酒屋界限のところも、こういう町並みを整えたりとかできるかなっていう想像ができるんですけどこれを受けるに当たって、誰でもが認定を受けるわけじゃなくて、市町村、自治体に国指定の文化財がなければ、この認定をまず受けることができないんですね。

これは氷川町で言うと、まちづくり酒屋もそうですけど、あとは景勝地立神峡の絶壁のところですかあたりとか、古墳ですね、竜北でいうと古墳群があります

が、その辺りも国の指定の文化財に指定されております。

そこを核として、地域のお祭りなど、伝統とか文化を折り込んだストーリー性を持たせて、認定を受けるということで、町の全体を国のバックアップを受けて整備ができるという、とてもこれ1回受けると10年ぐらい、認定期間がありますのでその間、実施できるように、行政は頑張らないといけないということはあるんですけども、すごくこれがほかにならないような仕組みになっているのかなというのと、あとは、今現状、先ほどから何回も言っているとおり、総合振興計画を策定する時期にも、今ちょうどなっております、計画をですね、あとは、先日も政府要望に行きましたが、国交大臣が熊本の出身でいらっしゃるのと、農水省の要職にも参議院の熊本県の方が就かれているというのもありまして、私も先日伺った、政府要望と一緒に同行させていただいた際に、すごく短い時間だったんですけど、金子大臣と少し言葉を交わさせていただきまして、歴史まちづくり法についてちょっと今、私は調べてるんですということを言いましたら、ぜひ欲しい資料があれば、何でも言ってくださいと、送りますというふうに、すごく前向きな言葉を頂きました。

もう私はその時が初対面なので、そういう初対面の氷川町議員に対してもそういう言葉をかけていただいたということを考えると、町長これまで長く町政携われてきて、関係もすごく今までいろんなことで、一緒に取り組まれたこともたくさんあると思いますので、そういう協力を得られるタイミングとしても、すごく今いい時期なのではないかなというふうにも思います。

町のうちの立神地区は55.8パーセントが高齢化率で、2人に1人が65歳以上ということになりまして、言い換えると、氷川町の20年後の姿になるのかなと思います。

そういう地区が他にも50パーセントを超えている地区が5つぐらいありまして、それよりも少しちょっと低いところでも、10年後の氷川になるのかなあと思われる45から50パーセント地区の程度も幾つもあります。

そういう地区が、仕方ないということで終わらせるのではなく、将来氷川町全体がそういうふうになりうるということで、今立神地区が抱えている問題をぜひ町全体の問題として見ていただいて、こういう認定を受けることを少し前向きに検討することも、ぜひ今後の将来に向けてやっていただきたいと思うんですけど、そもそもこの歴史文化を残すことに関して、将来に残すことに関して町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） （イ）のお答えの前に（ア）の部分で少し補足をしたいと思っています。

まちづくりの地区別計画・協働まさに課長が説明したとおりでありまして、地区行政ができることを、住民ができることを一緒にやることでありまして、今回の先ほどの神社の改修、鳥居の改修、区画も含めてですね、政教分離の原則がありますので、そこには公費は使えません。

もうその部分で、その議論はもうそこで終わるわけございまして、まさに神社仏閣についてのそういった改修その他については、公費を投じることはできないということでございますので、それはもうそれぞれの地区、あるいは氏子さんでしっかり守っていただくしかないわけでございますので、今後また、地区別計画見直す時に、それじゃもう地区でやるということであればそういった表現でもいいんでしょうけども、ただそれだけじゃなくて、そこを使っただろんな行事なり、催しをされておりましたので、そういったところは一緒に応援して、地区が交付金を使ってやったらどうですかとやってきましたということでございますので、ぜひ理解を頂きたいというふうに思っております。

歴まち法につきましてもよく勉強されてるなと思っております。

私も先月の末に山鹿に行く機会がございまして、先ほどおっしゃったところ全て回ってまいりました。

そして、山鹿はまた独特でありまして、いわゆる八千代座があり、そして灯籠を、祭りとそういったものが全てもう文化財の指定を受けていらっしゃいます。

そういったものが集合してあの地域にある。

そこを重点として整備をされてきたというのが、山鹿の事例であります。

我が町にそういったところが本当に重点地区となり得るところがあるのかと言った時に、先ほどのまちづくり酒屋の話をされました。

ただそれもこれまで酒屋につきましては、文化庁の補助を得て、7,000万ぐらいかけて改修をして、今に至っております。

野津古墳につきましても試掘が終わってただ整備をするには、計画ありましたがけれども、その当時で40年前10億円という数字が出ておりました。今は多分その数倍かかる話でしょう。それをあえて整備をして1つの拠点とするのかというところには、かなりハードルが高いものがあるのかなあというふうに思っております。それをましてや、氷川町全体で取り組みとなった時に、本当にそういった計画づくりができるのかというところは先ほど、永田補佐が説明しましたとおりでございまして、相当の時間と経費がかかるという話になります。

将来のいわゆるロマンとして、これからの歩みとして、そこを見つけて求めていくというのもあるかもしれませんが、今すぐそのことに、これに取りかかるということは、なかなか難しいのかなという思いがあります。

それと、午前中も言いました、中心市街地の話をしました。

あの当時の平成10年、11年の計画の中で、昔の町並みを残しつつもしれませんけれども、かなり改修をして、今に至ってるわけです。

それをまた元に戻すような中、なかなかその歴史を遡って、元に戻すという話にはなり得ないのかなあという思いがいたします。

その辺りやはり、それぞれの大きな課題がありますので、それを含めたところでこの歴町のほうの、あるいは計画をつくる云々の議論は、その先にすべきかなと思っております、なんでもあればできるということではないということは、ぜひご理解を頂きたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） あと30秒になってしまったんですけど、政教分離の観点からというところで、もっと私も調べてたんですけど、次回の答弁に、ぜひこの続きをお願いしたいと思ひまして、本日の答弁を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三浦賢治君） 以上で、小佐井めぐみ君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

—————○—————

散会 午後 3時09分